

第49回 定時株主総会 招 集 ご 通 知



日 時

2025年6月26日（木曜日）午前10時
受付開始時刻は、午前9時を予定しております。



場 所

ホテル日航大阪
7階「フォンタナ」
大阪市中央区西心斎橋一丁目3番3号

※開催場所が前年と異なっております。

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」を
ご参照いただき、お間違えのないようご注意事項。

目 次

第49回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	8

<会社提案>（第1号議案及び第2号議案）

第1号議案	取締役7名選任の件
第2号議案	監査役1名選任の件

<株主提案>（第3号議案から第6号議案まで）

第3号議案	取締役7名選任の件
第4号議案	定款の一部変更の件 (取締役会議長について)
第5号議案	買収防衛策の廃止の件
第6号議案	定款第18条の削除の件 (買収防衛策の導入等の条文削除について)

事業報告	37
連結計算書類	70
計算書類	72
監査報告書	74
ご参考	81

議決権行使期限

インターネット又は書面（郵送）による議決権行使期限
2025年6月25日（水曜日）午後6時まで

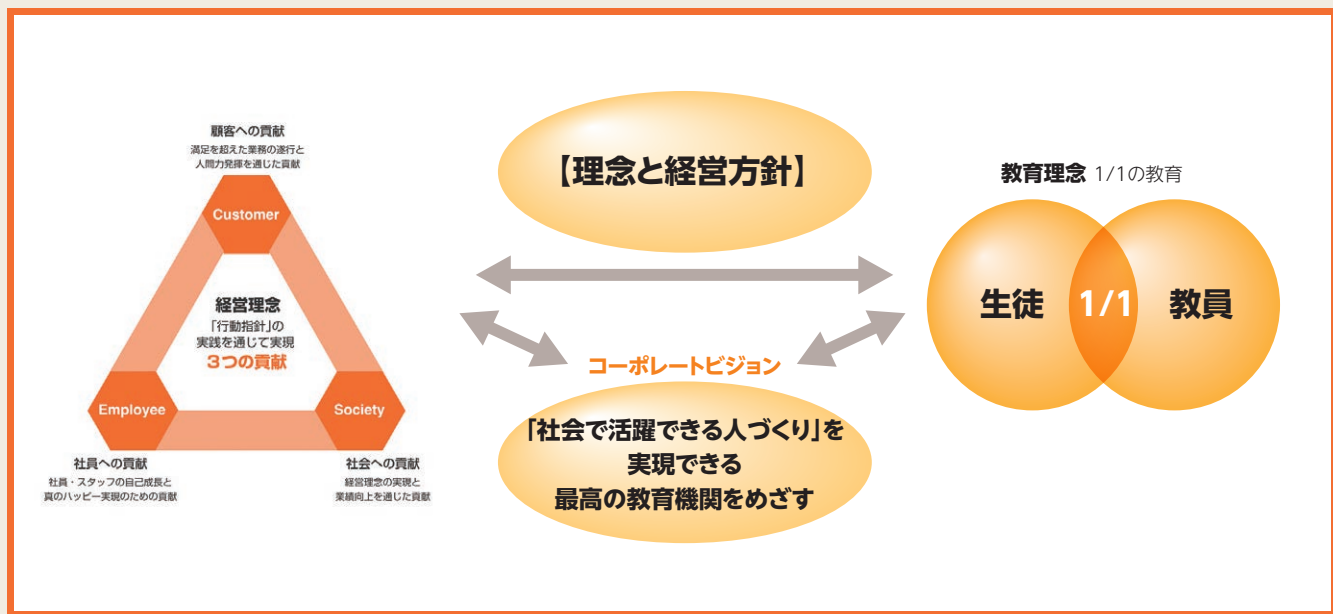
<株主総会にご出席の株主の皆様へ>

お土産のご用意はございません。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



証券コード 9696



事業セグメント	主なサービス・商品
高校・大学事業	○通信制高校「第一学院高等学校」の運営による中学生・高校生への支援 ○新潟産業大学 通信教育課程（ネットの大学managara）との連携 ○中等部から大学まで最大10年間の一貫した教育を展開
学習塾事業	○近畿圏を中心に展開する「第一ゼミナール」をはじめ、幼児から高校生までを対象とした進学受験指導・教科学習指導を展開
グローバル事業	○留学生や日本で働く外国人への日本語教育、日本語講師の養成 ○通訳・翻訳業務や高い語学力を持つ人材派遣 ○外国人の採用から就労・生活支援等のサービス
能力開発・ キャリア支援事業	○未就学児から社会人を対象としたICT教育ソリューションの提供 ○社員研修や営業研修の法人向けオンライン教育サービス ○アンガーマネジメントの講師育成・企業研修
その他	○介護予防フィットネスを提供

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
ここに、当社の第49回定時株主総会招集ご通知をお届けさせていただきます。
ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

「ユニバーサル共育」を通じて、 教育事業会社を超えた「人創り」事業会社へ

代表取締役社長
生駒富男



現在、当業界を取り巻く環境は大きな変化が見られております。コロナ禍を経てテクノロジーは急速な進化を遂げ、デジタル化・オンライン化は日常生活に浸透しました。ChatGPTに代表される生成AIの急速な普及、現学習指導要領の改訂による受験生の志向や選抜方法の多様化、労働人口の減少に伴う外国人・シニア・女性の活躍への注目、長寿社会における生涯学習の在り方の見直し等、学び方には一層の広がりが出てきており、これからの時代においては、全ての世代の多様な教育ニーズに応じて教育機会を提供することの必要性・重要性が増しております。

このような環境変化に迅速に対応するために、当社は社内カンパニー制を導入しており、「①グループ経営・ガバナンス強化」「②機動的な意思決定」「③ポートフォリオ経営を実現する体制の構築」の実現により「学びの多様化」に見られる様々な社会課題の解決に貢献することで企業価値向上を目指してまいります。

また、当社は2026年3月期に、創業50年の節目を迎え、第50期を1年目とする新中期経営計画を策定いたしました。その中で新成長ビジョンとして、『これまでの50年を総括し、創業100年に向けての土台作り』のもと、教育事業会社を超えて、「ユニバーサル共育(※)」を通じた「人創り」事業会社への深化を図ってまいります。

株主の皆様の変わらぬご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

※「ユニバーサル共育」…当社グループにおいて推進する、社会の一員として、誰もが学ぶ機会を持ち、学ぶ人が主役となり成長を実感できる環境を共有し、“今を意欲的に生きていく”ために自分も他者も肯定する自己肯定感を育む教育



株 主 各 位

証券コード 9696

2025年6月11日

大阪府中央区備後町三丁目6番2号
KFセンタービル

株式会社 **ウィザス**

代表取締役社長 生駒 富男

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.with-us.co.jp/>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9696/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ウィザス」又は「コード」に当社証券コード「9696」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することもできますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」等（５頁から７頁まで）をご参照の上、2025年6月25日（水曜日）午後6時まで

に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時	受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
② 場 所	ホテル日航大阪7階「フォントナ」 大阪市中央区西心斎橋一丁目3番3号	開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。
③ 目 的 事 項	報告事項	1. 第49期（自2024年4月1日至2025年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第49期（自2024年4月1日至2025年3月31日）計算書類報告の件
	決議事項	<会社提案（第1号議案及び第2号議案）> 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 <株主提案（第3号議案から第6号議案まで）> 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 定款の一部変更の件（取締役会議長について） 第5号議案 買収防衛策の廃止の件 第6号議案 定款第18条の削除の件（買収防衛策の導入等の条文削除について） 株主提案（第3号議案から第6号議案まで）に係る議案の要領は、「株主総会参考書類」（17頁から36頁まで）に記載のとおりであります。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時到着分まで

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項については3頁に記載の各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいこととなりましたが、本株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載いたしておりません。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ② 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、会計監査人及び監査役は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎決議通知につきましては、地球環境等を配慮した省資源化の観点から、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイト (<https://www.with-us.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

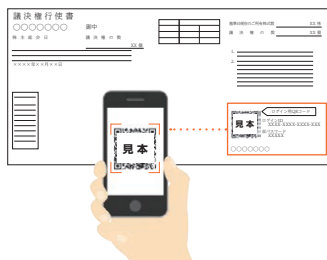
◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

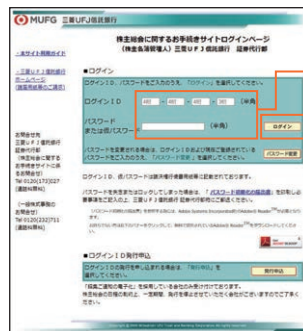
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

(注) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株式会社 **ウイザス** 御中

議決権の数

私は、2025年6月26日開催の貴社第49回定時株主総会（議決会または延会の場合も含む）の各議案につき、下記「賛否」を○印で表示のとおりに議決権を行使いたします。

議決権の数

議決権の数は1単元ごとに1個となります。

日時 2025年6月26日（水） 午前10時

場所 大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号 ホテル日航大阪7階「フロンタナ」

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。

① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法

② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト（<https://evote.rn.co.jp>）に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

ログイン用QRコード

株式会社 **ウイザス**

以下をご参考に、議案の賛否をご記入ください。

<会社提案> 第1号議案 ● 全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印 ● 全員反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印 ● 一部の候補者に ⇒ 「賛」の欄に○印 反対する場合 をし、反対する候補者の番号をご記入ください。	<株主提案> 第3号議案 ● 全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印 ● 全員反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印 ● 一部の候補者に ⇒ 「賛」の欄に○印 反対する場合 をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
<会社提案> 第2号議案 ● 賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印 ● 反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印	<株主提案> 第4号議案～第6号議案 ● 賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印 ● 反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印

株主提案（第3号議案から第6号議案まで）について、当社取締役会はすべての議案に反対しております。反対の理由は、「株主総会参考書類」（17頁から36頁まで）に記載のとおりでございます。

当社取締役会の意見にご賛同いただける場合には、株主提案（第3号議案から第6号議案まで）について、「否」に○印をご表示願います。

(注1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(注2) インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として、お取り扱いいたします。

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案及び第2号議案）>

会社提案

第1号議案 取締役7名選任の件

当社は、社員・スタッフの自己成長支援と教育分野を中心に、社会の進歩と発展、とりわけ「教育は人の幸せに寄与すべき」を第一義とし、社員・スタッフ・会社が一丸となり、「顧客への貢献」「社員への貢献」「社会への貢献」の実現をめざすことを経営理念として設定しております。当社取締役にはこの理念を実現し、実行していくための知識・経験・ノウハウをいかに発揮することを期待しています。また、社外取締役に、独立の立場からそれぞれの専門的見地を持って、教育事業を主軸とした当社の経営に活かすことを期待しています。そして、これら期待される役割を取締役会としてそれぞれ果たすための最適バランスを考慮して取締役会を構成しています。

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、当社の新中期経営計画（グループ新成長ビジョン）の実現により、各ステークホルダー（株主様・お客様、従業員等）への還元を具現化するための経営体制として、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、候補者全員は、当社の指名・報酬委員会（議長は社外取締役、委員会の過半が社外で構成）の審議・決定を受けて取締役会にて決定しています。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位	担当及び重要な兼職の状況
1	再任	いこま とみ お 生 駒 富 男	代表取締役 社 長	—
2	再任	たけ した じゅん じ 竹 下 淳 司	常務取締役	経営戦略本部長
3	再任	あか がわ たく じ 赤 川 琢 志	常務取締役	統括支援本部長
4	再任	あ の たかし 阿 野 孝	取 締 役	高校・大学事業カンパニー長
5	再任	おお さわ じゅん こ 大 澤 純 子	社外 独立 取 締 役	ソアーク・コンサルティング株式会社 代表取締役
6	再任	たか の まさ あき 鷹 野 正 明	社外 独立 取 締 役	OFFICE TAKANO 代表 株式会社たち吉 代表取締役社長 ブックオフグループホールディングス株式会社 社外取締役
7	再任	おお やま ま み 大 山 真 未	社外 独立 取 締 役	国立大学法人九州大学 理事

候補者番号

1

いこまとみお
生駒 富男

1959年9月22日生

再任

所有する当社の株式数
88,300株

略歴、当社における地位及び担当		
1984年	2月	当社入社
1991年	3月	当社教務指導室部長
1993年	3月	当社教務本部副本部長
1993年	6月	当社取締役教務本部副本部長
1998年	4月	当社取締役第一教育事業本部部長
1999年	4月	当社取締役第一教育本部副本部長
2001年	4月	当社取締役第二教育本部教育運営部長
2001年	6月	当社取締役第二教育本部部長
2005年	7月	当社常務取締役第二教育本部部長
2009年	6月	当社代表取締役社長（現任）
現在に至る		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

生駒富男氏は、当社における主要な事業部門での豊富な実務経験や2009年から代表取締役社長として当社の発展に寄与してきた実績があります。これら豊富な経営経験と代表取締役としてグループ全体からの信頼のもとに、この度の新中期経営計画（グループ新成長ビジョン）の重要方針を決定し、その実現のために、当社グループ全従業員を啓発し、牽引することで、当社グループ全体の更なる企業価値向上に寄与できると判断していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たけしたじゅんじ
竹下 淳司

1965年1月29日生

再任

所有する当社の株式数
22,600株

略歴、当社における地位及び担当		
1997年	6月	当社入社
2007年	10月	当社第二教育本部高校運営室長
2012年	4月	当社第二教育本部第一学院高等学校 高萩校常務理事
2013年	4月	当社第二教育本部高校統括部長兼高校事業部長
2014年	4月	当社第二教育本部部長
2014年	6月	当社取締役第二教育本部部長
2021年	6月	当社常務取締役第二教育本部部長
2022年	4月	当社常務取締役高校大学事業本部部長
2023年	4月	当社常務取締役能力開発・キャリア支援事業 カンパニー長
2024年	4月	当社常務取締役経営戦略本部部長（現任）
現在に至る		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

竹下淳司氏は、2007年から長年に亘る現在の高校・大学事業部門での経営経験と、キャリア支援事業部門における経営経験から、民間教育事業や能力開発、DXやIT分野にも精通し、当社グループ全体の既存事業の収益力向上、企業価値向上に寄与してまいりました。これら豊富な経営経験と見識および実績をもとに、現在は、当社グループ全体の経営戦略担当として、この度の新中期経営計画（主に各カンパニー事業戦略、財務戦略/資本施策）の策定においても中心的な役割を果たしております。今後は、その具現化・具体化のスピードを加速させ、当社グループ全体の更なる企業価値向上に寄与できると判断していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

あかがわ たくじ
赤川 琢志

1969年5月29日生

再任

所有する当社の株式数

20,000株

略歴、当社における地位及び担当

1994年	6月	当社入社
2009年	4月	当社統括支援本部人事部次長
2014年	4月	当社統括支援本部総務人事部長
2017年	4月	当社執行役員統括支援本部長兼総務人事部長
2017年	6月	当社取締役統括支援本部長兼総務人事部長
2018年	4月	当社取締役統括支援本部長兼総務部長
2020年	4月	当社取締役統括支援本部長
2024年	1月	当社常務取締役統括支援本部長（現任）
現在に至る		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

赤川琢志氏は、当社の本社管理部門である統括支援本部において人事と総務を中心に豊富な経験と見識を有し、当社連結子会社の監査役としての経験も通じて、コーポレートガバナンスや、コンプライアンス・リスクマネジメントの充実といった側面から、当社グループの企業価値向上に寄与してまいりました。この度の新中期経営計画（主に人財戦略、コーポレートガバナンス）の策定においても重要な役割を果たしました。今後はその実現のために、広範囲から当社グループの企業価値向上に寄与できると判断していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

あ の たかし
阿野 孝

1974年10月18日生

再任

所有する当社の株式数

19,431株

略歴、当社における地位及び担当

2003年	10月	当社入社
2010年	4月	当社第二教育本部募集広報課次長
2013年	4月	当社第二教育本部高校運営室部長
2014年	4月	当社第二教育本部事業企画部長
2017年	4月	当社第二教育本部統括兼事業企画部長
2018年	4月	当社執行役員第二教育本部統括兼事業推進部長
2019年	4月	当社執行役員第二教育本部副本部長 兼高大連携事業部長
2022年	4月	当社執行役員高校大学事業本部本部長代行
2022年	6月	当社取締役高校大学事業本部長代行
2023年	4月	当社取締役高校・大学事業カンパニー長（現任）
現在に至る		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

阿野孝氏は、当社の高校・大学事業部門、広報・マーケティング・企画部門を中心に豊富な経験と見識を有しております。また2018年以降は、業務提携先である学校法人柏専学院が運営する新潟産業大学の通信教育課程（通信制大学）の設置・運営を支援し、当社の中高大一貫教育構想の推進を通じて当社グループの企業価値向上に寄与してまいりました。この度の新中期経営計画（中高大10年一貫のユニバーサル共育構築）の策定においてもその見識を十分に生かしてまいりました。今後はその実現のために事業を牽引し、グローバル・マーケティングや、教育事業における独自価値の創出を通して当社グループの企業価値向上に寄与できると判断していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

おおさわ
大澤

じゅん こ
純子

1957年3月24日生

略歴、当社における地位及び担当			
1979年	4月	社会法人国民保険中央会入会	
1982年	1月	株式会社日本コンサルタントグループ入社	
1994年	1月	同社部長コンサルタントMBO研究室室長	
2002年	4月	リコーリース株式会社入社 理事	
2002年	7月	同社執行役員	
2006年	4月	同社常務執行役員	
2018年	11月	ソアーク・コンサルティング株式会社 代表取締役（現任）	
2019年	6月	当社社外取締役（現任） 現在に至る	

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

重要な兼職の状況

ソアーク・コンサルティング株式会社 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大澤純子氏は、サービス業の人材開発のコンサルタント経験を中核に、企業の組織改革や人材育成の豊富な経験に加え、女性活躍やダイバーシティの推進における幅広い知見を有し、取締役会では、当社の人材活性化や経営全般について専門的見地から監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性の確保に大きく貢献しております。こうした実績から、引き続き当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待して、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

たかの
鷹野

まさあき
正明

1958年12月16日生

略歴、当社における地位及び担当			
1981年	4月	株式会社伊勢丹（現、株式会社三越伊勢丹）入社	
2007年	4月	同社松戸店長	
2009年	4月	株式会社三越伊勢丹 執行役員 伊勢丹新宿本店長	
2011年	4月	株式会社新潟三越伊勢丹 代表取締役社長 執行役員	
2014年	4月	株式会社三越伊勢丹 常務執行役員 伊勢丹新宿本店長	
2017年	12月	株式会社ぐるなび入社	
2018年	6月	同社取締役副社長執行役員	
2019年	1月	同社顧問	
2020年	6月	当社社外取締役（現任） 現在に至る	

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

重要な兼職の状況

OFFICE TAKANO 代表
株式会社たち吉 代表取締役社長
ブックオフグループホールディングス株式会社
社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鷹野正明氏は、長年に亘る百貨店事業におけるマーケティング経験と、マーチャンダイジングやCS経営における幅広い知見から、取締役会では当社の事業イノベーションと社会貢献の視点で、経営全般について、専門的な観点から監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性の確保に大きく貢献しております。こうした実績に加え、人脈・ネットワークを有していることから、引き続き当該知見とネットワークを活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待して、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

お お や ま

大山

ま み

真末

1964年5月14日生

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1987年	4月	科学技術庁（研究開発局宇宙企画課）入庁
1992年	7月	英国ケンブリッジ大学大学院留学 （国際関係論修士取得）
1994年	8月	科学技術庁科学技術振興局研究振興課課長補佐
2003年	4月	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長
2004年	9月	同省生涯学習政策局社会教育課社会奉仕活動推進企画官
2006年	1月	同省大臣官房国際課国際協力政策室長
2007年	11月	日本学術振興会国際事業部長
2012年	8月	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
2015年	4月	日本原子力研究開発機構（JAEA）理事
2017年	4月	文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
2018年	10月	同省国際統括官・日本ユネスコ国内委員会事務総長
2020年	8月	宇宙航空研究開発機構（JAXA）理事
2023年	4月	文部科学省科学技術・学術政策研究所所長
2024年	6月	当社社外取締役（現任）

現在に至る

重要な兼職の状況

国立大学法人九州大学 理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大山真末氏は、文部科学省を中心とした長年に亘る教育政策・科学技術・イノベーション政策立案・推進及び国際連携・国際交流における豊富な経験に加え、コンプライアンス・ハラスメントを含む組織全体の運営及び人材育成等についての幅広い知見を有していることから、引き続き当該知見を活かしてIT・DX施策の推進とユニバーサルデザインの構築や推進をはじめ、経営全般について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待して、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注1）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）大澤純子氏及び鷹野正明氏並びに大山真末氏は、社外取締役候補者であります。

（注3）大澤純子氏及び鷹野正明氏並びに大山真末氏は、現在、当社の社外取締役であります。3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大澤純子氏が6年、鷹野正明氏が5年、大山真末氏が1年になります。

（注4）大澤純子氏及び鷹野正明氏並びに大山真末氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

（注5）当社は現行定款第28条第2項の規定に基づき、大澤純子氏及び鷹野正明氏並びに大山真末氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結しており、3氏の再任により当該契約を継続する予定であります。

（注6）当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

会社提案

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役成瀬圭珠子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	当社における地位	重要な兼職の状況
再任 なるせ 成瀬 かずこ 圭珠子 社外 独立	監 査 役	弁護士 抜弁天法律事務所 代表 公益財団法人 東京都軟式野球連盟 副会長理事 株式会社鳥羽洋行 社外取締役 ウェルネオシュガー株式会社 社外監査役 株式会社イムラ 社外監査役

なる せ か ず こ
成瀬 圭珠子

1962年11月4日生

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位

1985年	4月	全日本空輸株式会社入社
1991年	8月	矢矧コンサルタント株式会社入社
1998年	4月	最高裁判所司法研修所入所
2000年	4月	弁護士登録 林田総合法律事務所入所
2015年	6月	東京エレクトロニクス株式会社 社外監査役
2017年	6月	当社社外監査役（現任）
2024年	1月	抜弁天法律事務所 代表弁護士（現任） 現在に至る

重要な兼職の状況

抜弁天法律事務所 代表
公益財団法人 東京都軟式野球連盟 副会長理事
株式会社鳥羽洋行 社外取締役
ウェルネオシュガー株式会社 社外監査役
株式会社イムラ 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

成瀬圭珠子氏を社外監査役とした理由は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断していることから、引き続き当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 成瀬圭珠子氏は、社外監査役候補者であります。

(注3) 成瀬圭珠子氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年になります。

(注4) 成瀬圭珠子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(注5) 当社は現行定款第36条第2項の規定に基づき、成瀬圭珠子氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結しており、同氏の再任により当該契約を継続する予定であります。

(注6) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社取締役・監査役に期待するスキル・分野

第1号議案においてご説明申し上げたとおり、当社取締役に期待するスキル・分野は、当社の経営理念を実現し、実行していくための知識・経験・ノウハウをいかに発揮することを期待しています。また社外取締役に期待するスキル・分野は、独立の立場からそれぞれの専門的見地を持って、経営に活かすことを期待しています。これらに加えて、当社グループは、「ユニバーサル共育」を通じた「人創り」事業会社を目指し、第50期（2026年3月期）からの3カ年の新中期経営計画において、各カンパニーの「事業戦略」に加えて「財務戦略／資本施策」「人材戦略」「コーポレートガバナンス」に重点を置き、その具体的な取組みを通じた企業価値向上のため、当社取締役に期待するスキル・分野を次のとおりといたしております。

	第1号・第2号議案候補者番号	氏 名	経営・事業戦略	理念・教育	グローバル	マーケティング・ブランディング	資本・財務・会計	人事戦略	コーポレートガバナンス	D X ・ I T	サステナビリティ・地域貢献
取締役	1	生駒 富男		●	●	●					●
	2	竹下 淳司		●	●		●			●	
	3	赤川 琢志		●			●	●	●		
	4	阿野 孝			●	●				●	
	5	大澤 純子	社外	●		●		●	●		
	6	鷹野 正明	社外	●		●				●	●
	7	大山 真未	社外		●	●			●	●	
監査役	一	太田 善邦		●	●		●		●		
		成瀬 圭珠子	社外	●				●	●		●
	一	木下 純	社外	●		●	●		●		

※ 各人に期待する項目として4つ記載しております。上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

(メ モ)

＜株主提案（第3号議案から第6号議案まで）＞

第3号議案から第6号議案までは、株主様1名（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案（以下、「本株主提案」といいます。）によるものであります。

なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は原則として原文のまま記載しておりますが、第3号議案「取締役7名選任の件」は、本提案株主により取締役候補者7名について、1名につき1つの議案として7つの議案としてご提案されていたため、株主の皆様にご判断いただきやすくするために会社提案の第1号議案の記載に揃えて1つの議案にまとめて記載しております。但し、本提案株主が、当社が1議案に関する提案の理由を400字に制限していることに鑑みて合計2,800字以内、として記載された提案の理由につきましては、省略など行わず原文のまま記載しております。

株主提案

第3号議案 取締役7名選任の件

1. 議案の要領

若林勇人、伊勢谷直樹、西立野竜史、星友啓、門田泰人、黒田淳、森山真有を取締役として選任する。

2. 提案の理由

当社は、ガバナンス改善、投資戦略および財務戦略の知見を有する7名の取締役を新たに選任することにより当社の取締役会を刷新し、創業家に忖度した「番頭経営」を脱却し、ガバナンス改革を進め、資本効率の改善と株主還元策の拡充を実施すべきである

我々は、近年急成長を遂げた高校・大学事業を始め、当社の事業成長性には高いポテンシャルがあると考えています。しかし、後述するように、現経営陣は当社の創業家に関わるガバナンス上の問題を長年放置し、資本コストや資本効率を無視した経営スタンスをとり、有効な成長戦略を示していません。そこで、急成長する同社の高校・大学事業を牽引した立役者である現取締役の竹下淳司氏に加え、取締役として若林勇人氏、伊勢谷直樹氏、西立野竜史氏、星友啓氏、門田泰人氏、黒田淳氏及び森山真有氏を選任することにより、取締役会を刷新し、創業家に忖度した「番頭経営」を脱却しガバナンス改革を進め、資本効率の改善と株主還元策の拡充の実施を着実に行うべきです。

今回我々の提案する取締役の候補者は、教育サービス業を含む国内外の企業経営、投資戦略、財務会計等の専門家であり、後述の課題に関して、当社のあらゆるステークホルダーのために、当社の成長戦略を改めて策定し、確実に実行することが出来る候補者です。

当社を成長に導くためには、我々の提案する7名の取締役を新たに選任し取締役会を再編することが不可欠です。各候補者が当社の成長にどのように貢献するかについては、各候補者の略歴に記載の

「取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等」をご参照ください。

なお、門田氏は提案株主の運用者であるSwiss-Asia Financial Services Pte.Ltd.の最高投資責任者であることから、株主と取締役間の実質的な利益相反を避けるため、当社取締役に選任された場合であっても、当社からの役員報酬は一切辞退致します。

現在の当社取締役である生駒富男氏、赤川琢志氏、阿野孝氏、大澤純子氏、鷹野正明氏及び大山真未氏は再任されるべきではない

当社の現取締役である生駒富男氏、赤川琢志氏、阿野孝氏、大澤純子氏、鷹野正明氏、大山真未氏は、以下のような我々が昨年から指摘している当社の経営課題について、この1年十分に具体的な対策を打ち出すことが出来ていないのみならず、当社からの面談依頼を拒絶するなど株主に対する説明責任を果たす姿勢も見られません。したがって、同氏らは上場企業である当社の経営を取締役として委任するに足る経営能力を有していないと言わざるを得ず、再任されるべきではありません。同氏らにおかれては、取締役ではない役職員として、個々人の強みがある分野で引き続き当社のために力を発揮して頂くことが望ましいと考えます。

(a) 資本コスト及び資本収益性を無視した経営を行い、十分な成長投資戦略を示すことが出来ておらず、株主還元も不十分

当社の高校・大学事業は近年急成長を遂げましたが、2025年3月期の同事業の営業利益は前年同期比7.7%も減少し、その成長は鈍化しています。

しかしながら、現経営陣は昨年当方が株主提案を提出した直後の2024年3月期通期決算説明において、株主資本収益性を意識した中期経営計画の策定を目指すなどとしていたものの、未だ具体策の公表には至っていません。

一方、当社のネットキャッシュの規模は積みあがっており、時価総額が約200億円であるのに対して、2024年12月末時点で約34億円という多額の現預金と、別途大半を金融資産で運用しているその他投資有価証券約29億円を有しています。かかるネットキャッシュについて、成長戦略として具体的な投資計画がないのであれば、株主還元を実施すべきです。しかし、当社の2025年3月期予想の配当は1株当たり60円と昨年と同水準、配当性向も54.2%と、同業他社と比較して上位には分類されない水準です。

このように当社経営陣は資本効率の改善を目指すという意識がなく、適切な人的投資や成長投資、株主還元を実施せず長年に亘り資本構成の不備を放置しており、経営陣として十分な経営努力を行っていません。

(b) 創業家に付度した「番頭経営」を長年に亘り継続し、上場企業として目指すべき成長や株主共同の利益実現を十分に果たすことが出来ていない

当社は創業者及び創業家である堀川家への特定の地位及び報酬の供与、優遇措置の提供、創業家を実質的に保護する買収防衛策の導入・維持等を行っており、上場企業でありながら、一株主である創業家に対する過剰な配慮や利益誘導が行われ、上場企業として目指すべき成長や株主共同の利益の実現が阻害されています。

我々が昨年の定時株主総会において同様の指摘を行った後、株式会社ブリーズについては、堀川一晃氏が代表取締役及び取締役を退任し、堀川明人氏が取締役を退任しました。株式会社SRJにおいては、堀川直人氏は代表取締役社長を辞任しましたが、同氏はその後も取締役会長を務めています。当社経営陣による我々に対する説明によれば、堀川一晃氏の相談役報酬は年間1,800万円から半減されたものの、同氏の活動としては多くとも週に1度あるか無いかの頻度で生駒社長を訪問し意見を述べるだけであるとのこと。これでは、相談役として年間900万円もの報酬を支払う価値のある貢献があるとは認められません。総じて、昨年の総会における我々の指摘の後、子会社の代表取締役の役職から創業家関係者が降りたのは形式的なものに過ぎず、創業家への過剰な配慮や利益誘導の姿勢といったガバナンスの問題について、昨年の株主総会以降、経営陣は十分に具体的な改善策も採っていないといえます。

候補者番号 1 ※株主提案第 3 号議案の候補者です。

若林 勇人（わかばやし はやと）	1961年 8月31日生
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1985年 4 月	松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社） 入社
1998年 4 月	パナソニックファイナンシャルセンターマレーシア株式会社 社長
2007年 4 月	松下電器（中国）財務有限公司董事 総経理
2009年 2 月	パナソニック株式会社 本社財務・IRグループ財務企画チームリーダー
2013年 7 月	パナソニック株式会社コーポレート戦略本部 財務・IRグループゼネラルマネジャー 兼 財務戦略チームリーダー（理事）
2015年 5 月	J.フロントリテイリング株式会社 入社 同社 業務統括部付財務政策担当
2015年 9 月	同社 執行役員 同社 業務統括部財務戦略・政策担当
2016年 3 月	同社 財務戦略統括部長 兼 財務政策担当
2016年 5 月	同社 取締役（現任）
2017年 3 月	同社 資金・財務政策担当
2017年 5 月	同社 執行役常務（現任）
2018年 5 月	同社 資金・財務政策部長
2020年 5 月	株式会社パルコ 取締役
2023年 5 月	大丸松坂屋百貨店 取締役（現任）
2025年 3 月	J.フロントリテイリング株式会社 執行役常務 社長特命事項担当（現任）
＜重要な兼職の状況＞ J.フロントリテイリング株式会社 取締役兼執行役常務、社長特命事項担当 大丸松坂屋百貨店 取締役 （但し、2025年 5 月29日付で両社とも退任予定）	
■所有する当社の株式数 0 株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 若林氏は、国内大手総合電機メーカーでの国内及びアジアでの勤務経験を有し、現在は国内大手百貨店業及び物品小売業等のグループ事業を営む持株会社の取締役等を務めています。特に財務部門でキャリアを積み、J.フロントリテイリングにおいて財務・IR戦略の構築と推進を担ってきました。これらの経験を通じて経営戦略・財務戦略に知見を有していることから、若林氏は、当社にとって有用な助言を提供し、経営を監督することができると思います。以上の理由で、我々は、若林氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■特別利害関係の有無 若林勇人氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。	

（注）若林勇人氏は社外取締役候補者です。

候補者番号 2 ※株主提案第 3 号議案の候補者です。

伊勢谷 直樹（いせたに なおき） 1962年 4 月 2 日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1987年 4 月	東京銀行（現 三菱UFJ銀行） 入行
1996年 4 月	東京三菱銀行（現 三菱UFJ銀行） 中国東アジア部 調査役
1997年 8 月	同行 企画部 調査役
2003年 5 月	同行 ロンドン支店 日系課長
2006年 8 月	三菱UFJフィナンシャル・グループ 投融資企画部 次長
2011年 2 月	三菱東京UFJ銀行（現 三菱UFJ銀行） ニューデリー支店長
2013年 5 月	同行 理事 アジア・オセアニア営業部長（在シンガポール）
2017年 6 月	三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 兼 三菱UFJ証券ホールディングス 執行役員（海外業務を所管）
2019年 6 月	三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 グループDeputy CSO 兼 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 取締役常務執行役員 兼 三菱UFJ証券ホールディングス 取締役常務執行役員 （企画、アライアンス、広報CSR、デジタル等を所管）
2021年 6 月	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 顧問
2021年 9 月	ジ・オフィス・オブ伊勢谷株式会社 代表取締役CEO（現任）
2021年10月	オリバー・ワイマン・グループ株式会社 シニア・アドバイザー（現任）
2022年 7 月	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社 シニア・ダイレクター（現任）
<重要な兼職の状況> ジ・オフィス・オブ伊勢谷株式会社 代表取締役CEO オリバー・ワイマン・グループ株式会社 シニア・アドバイザー フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社 シニア・ダイレクター	
■所有する当社の株式の数 0 株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 伊勢谷直樹氏は、国内大手金融機関で企画、リスク管理、国内海外企業取引等に従事し、銀行部門から証券部門まで幅広い経験を有するほか、現在は米系経営コンサルティング・ファームやグローバル格付会社での役職を務めるなど、グローバル資本市場における企業のあり方や国内外企業での資本政策や資本市場に関する豊富な知見を有します。我々は、当社の財務戦略に課題があると認識しているところ、伊勢谷氏は、当社取締役に対し、経営全般に関する助言を行うと共に、資本政策や資本市場にも精通する立場から助言を行い、経営の監督を行うことができます。これにより、取締役会においてより高度に洗練された財務戦略の議論が行われ、それにより当社の企業価値が向上することが期待できます。以上の理由で、我々は、伊勢谷氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■特別利害関係の有無 伊勢谷直樹氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。	

（注）伊勢谷直樹氏は社外取締役候補者です。

候補者番号 3 ※株主提案第 3 号議案の候補者です。

西立野 竜史 (にしたての りゅうじ) 1974年10月8日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2001年 4 月	株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社
2006年10月	ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・アジア・LLC 入社
2008年 5 月	TPCキャピタル株式会社 入社
2010年 1 月	アクソンホールディングス株式会社（現 株式会社NEUTRON） 設立 代表取締役社長（現任）
2010年11月	イオン株式会社 顧問
2013年 4 月	東京理科大学 理事長特別補佐・特任教授
2017年 7 月	アルー株式会社 取締役（現任）
<重要な兼職の状況> 株式会社NEUTRON 代表取締役社長 アルー株式会社 取締役	
■所有する当社の株式の数 0 株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 西立野氏は、米系大手戦略コンサルティング・ファームや米系大手プライベート・エクイティファームでの経験を有し、現在は戦略コンサルタントとして活動しており、国内外での企業の経営戦略に知見を有します。また、東京理科大学においては同大学の評価を向上させる様々な施策を実行した経験も有します。当社は事業戦略を描きなおし収益性を向上させるべき時であるところ、西立野氏は、当社取締役会に対し、事業戦略に精通する立場から助言を行い、経営を監督することができます。これにより、当社の企業価値が向上することが期待できます。以上の理由で、我々は、西立野氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■特別利害関係の有無 西立野竜史氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。	

(注) 西立野竜史氏は社外取締役候補者です。

候補者番号 4 ※株主提案第 3 号議案の候補者です。

星 友啓（ほし ともひろ） 1977年12月28日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2008年 9 月	スタンフォード大学講師、同大学オンラインハイスクール講師スタンフォード大学講師、同大学オンラインハイスクール講師
2009年 6 月	スタンフォード大学哲学博士 修了
2016年 9 月	スタンフォード大学オンラインハイスクール 校長（現任）
2021年 9 月	Crimson Education 特別顧問（ニュージーランド、現任）
2023年 4 月	海外子女教育財団 アドバイザーリーコミッティ（現任）
2023年 6 月	Enrollment Management Association 理事（米国、現任）
2023年 7 月	Awakapp,Inc 取締役（米国、現任）
2024年 4 月	慶應義塾大学 特別招聘教授（現任）
2024年 4 月	横浜市立大学 特任教授（現任）
2024年 7 月	HR高等学院 特別顧問（現任）
<重要な兼職の状況> スタンフォード大学オンラインハイスクール 校長 Crimson Education 特別顧問 Awakapp,Inc 取締役 慶應義塾大学 特別招聘教授 横浜市立大学 特任教授 HR高等学院 特別顧問	
■所有する当社の株式の数 0 株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 星氏は、科学的に効果のある勉強法に関する第一人者でありスタンフォード大学オンラインハイスクールの校長を務めるほか、国内外にて教育及び教育関連テクノロジー（EdTech）のコンサルティングを行う等、教育事業分野に豊富な経験・知見を有しています。星氏はその経歴を活かし、当社の事業に専門的な助言を行い、経営を監督することができると考えます。以上の理由で、我々は、星氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■特別利害関係の有無 星友啓氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。	

（注）星友啓氏は社外取締役候補者です。

候補者番号5 ※株主提案第3号議案の候補者です。

門田 泰人（もんでん やすと） 1975年1月7日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2000年7月	UBSウォーバーグ証券会社（現UBS証券株式会社） 企業金融本部 入社
2004年1月	UBS Limited,Investment Banking,EMEA (Europe,Middle East&Africa（在ロンドン）
2006年10月	UBS証券会社（現UBS証券株式会社）投資銀行本部
2010年1月	ドイツ証券株式会社 投資銀行法人本部 入社
2011年1月	同社 投資銀行統括本部 資本財・化学セクターカバレッジ統括
2012年6月	株式会社アスリード・アドバイザー 代表取締役社長
2015年9月	株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ 入社 マネージング・ディレクター
2017年5月	同社 取締役事業投資管掌
2019年11月	Aslead Capital Pte.Ltd. Co-Founder 兼 Managing Director
2022年12月	Swiss-Asia Financial Services Pte.Ltd. 最高投資責任者（現任）
<重要な兼職の状況> Swiss-Asia Financial Services Pte.Ltd. 最高投資責任者	
■所有する当社の株式の数 0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 門田氏は、複数の外資系投資銀行での国内外での勤務経験、米系大手投資会社の日本における事業投資をリードした経験を有し、現在はシンガポールを拠点とする投資運用会社の最高投資責任者として、国内外の企業に対する投資をリードしています。これまでに上場株投資、プライベート・エクイティ投資、M&Aアドバイザー、資金資本調達、ハンズオン経営支援などに長年従事しており、経営や財務に関する豊富な知見、グローバル資本市場やESGに関する幅広い知見を有しており、門田氏が、これまでの経験を踏まえ、当社の経営全般に関して貢献することで、当社の企業価値が向上することが期待できます。以上の理由で、我々は、門田氏の取締役としての選任を提案します。	
■特別利害関係の有無 門田泰人氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。	

（注）門田泰人氏は常勤取締役候補者です。但し、第4号議案が承認され、門田泰人氏が取締役会議長となる場合には社外取締役となる予定です。

候補者番号 6 ※株主提案第 3 号議案の候補者です。

黒田 淳（くろだ あつし） 1959年11月23日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1982年 4 月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行
1987年10月	同行 事業調査部（大阪）
1988年 8 月	同行 事業調査部（東京）
1989年 4 月	同行 事業調査部（ロンドン）
1993年 8 月	同行 企画部 部長代理
1996年 4 月	同行 船場支店取引先課長
1997年 8 月	株式会社ロイヤルホテル 出向 社長室次長
1999年 4 月	同社 営業企画部 部長
2000年10月	株式会社住友銀行 大阪本店営業第一部 次長 （2001年 4 月、合併により株式会社三井住友銀行）
2005年 6 月	株式会社三井住友銀行 和歌山法人営業部 部長
2007年 4 月	同行 天王寺法人営業部 部長
2010年 4 月	同行 執行役員 本店営業第五部長
2012年 4 月	同行 執行役員 西日本第一法人営業本部長
2013年 5 月	三井住友ファイナンス&リース株式会社 常務執行役員
2017年 4 月	三井住友ファイナンス&リース株式会社 専務執行役員 SMFLキャピタル株式会社 代表取締役社長（兼） CEO
2022年 6 月	三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役専務執行役員
2023年 6 月	株式会社ロイヤルホテル 監査役（現任）
<重要な兼職の状況> 株式会社ロイヤルホテル 監査役	
■所有する当社の株式の数 0 株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 黒田氏は、長年にわたり金融機関でキャリアを積み経営に携わってきた経験を有しており、金融はもとよりサービス業をはじめとする事業経営にも知見を有します。当社は事業戦略を描きなおい収益性を向上させるべき時であるところ、黒田氏は、当社取締役会に対し、金融と経営に精通する立場から助言を行うことにより、経営を監督することができます。これにより、当社の企業価値が向上することが期待できます。以上の理由で、我々は、黒田氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■特別利害関係の有無 黒田淳氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。	

（注）黒田淳氏は社外取締役候補者です。

候補者番号 7 ※株主提案第 3 号議案の候補者です。

森山 真有（もりやま しんゆう） 1973年 3月 2日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1995年 4 月	株式会社トライグループ 入社
2005年 5 月	同社 専務取締役
2006年 6 月	株式会社TRGネットワーク 代表取締役（兼任）
2010年 6 月	エフエム高松コミュニティ放送株式会社 代表取締役（兼任）
2018年10月	合同会社森山総合研究所 代表社員（現任）
2019年 9 月	株式会社フィールドマネジメント
2021年 7 月	株式会社ストラテジックマネジメント 代表取締役社長（現任）
2023年 8 月	MRI株式会社 代表取締役（現任）
2024年11月	SM Consulting株式会社 代表取締役（現任）
＜重要な兼職の状況＞ 株式会社ストラテジックマネジメント 代表取締役社長 MRI株式会社 代表取締役 SM Consulting株式会社 代表取締役	
■所有する当社の株式の数 6,500株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 森山氏は、家庭教師・個別指導塾・通信制高校サポート校事業の大手企業において役員を務め、教育事業等の経営戦略を担った経験を有します。 当社は事業戦略を描きなおし収益性を向上させるべき時であるところ、森山氏は、教育と経営戦略の双方の分野に精通した立場から、当社取締役会に対して有用な助言を行い、経営を監督することができます。これにより、より洗練された事業戦略の議論が行われ、当社の企業価値が向上することが期待できます。以上の理由で、我々は、森山氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■特別利害関係の有無 森山真有氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。	

（注）森山真有氏は社外取締役候補者です。

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会としては、本株主提案（第3号議案）に反対いたします。

本提案株主は、第3号議案の提案の理由として、当社がガバナンス改善、投資戦略及び財務戦略の知見を有する7名の取締役を新たに選任することにより当社の取締役会を刷新し、創業家に付度した「番頭経営」を脱却し、ガバナンス改革を進め、資本効率の改善と株主還元策の拡充を実施すべきであると主張しています。

しかしながら、当社取締役会としては、当社が教育事業という公共性、専門性が高く、安定性及び社内外での信頼度が求められる事業を行う中で、中長期的な企業価値及び株主の皆様の利益を最大限に向上させるためには、現状、社内外の関係先（顧客、従業員、行政機関、お取引先等々）の信頼が得られていない株主提案に係る7名の取締役ではなく、当社が50年間蓄積してきました卓越した教育理念とその教育内容や学校経営とそれに伴う行政機関対応、言語教育を基軸とした周辺事業や海外での事業展開のノウハウ、特長あるグループ・カンパニー全体のコンプライアンスやガバナンス対応といった点で豊富な経験を積むとともに社内外からの信頼度も高い、現在の取締役体制が最適と考えており、本株主提案に反対いたします。

当社取締役会が本株主提案に反対する主な理由は上記の通りですが、更に以下、①当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の取り組み、②新中期経営計画の策定、実現、③本株主提案の候補者のスキルセットや資質・経験等を踏まえ、本株主提案の候補者を取締役とすべきとは考えられないこと、の3つの項目に沿って詳細にご説明いたします。

①当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の取り組み

当社グループでは、2023年4月より、社内カンパニー制度を導入し、各カンパニーの傘下のグループ会社のマネジメントについては、カンパニー長を中心とした経営体制の構築・強化に向けた取り組みを推進してまいりました。

当社の取締役に関しては、当社グループの意思決定及び経営の監督をより適切かつ高いレベルで行うため、教育関連事業に関しての豊富な経験、実績、専門性等のバランスを考慮し、当社の指名・報酬委員会における審議・答申を踏まえて、取締役会決議により候補者を指名しております（当社取締役に期待されるスキル・分野については、15頁をご参照ください。）。また、グループ会社の取締役にについては、当社取締役に準じて、年度毎に適時かつ適切に継続・交代の是非を判断するプロセスを経ることで、当社取締役会による監督がより一層有効に機能するような体制を構築しております。なお、当社及びグループ会社の取締役及び執行役員は、当社グループの掲げる経営理念、教育理念の最大の理解、実践を遂行する立場でもあり、その率先垂範の役割も果たしております。そのため常に様々な社内会議等でのコミュニケーションにおいては、会社の社員・スタッフとの共通認識のすり合わせや、実践の行動についての検証を絶えず行っており、日々の事業運営のすみずみまで、理念、方針、実践を広めることに努めております。そうした役割は、一朝一夕に果たせるものではなく、経年での事業運営のマネジメントに従事してきたことが、そうした役割遂行を可能にしております。よって、コーポレート・ガバナンスの有効性は、こうした日常の各取締役・執行役員と社員・スタッフとの緊密なコミュニケーションに基づいた信頼関係において、構築されていると考えております。

上記のように、当社は、グループベースで適切な内部統制システムを構築し、運用するなど、適切なガバナンス体制を構築しておりますが、そうしたガバナンス体制の下で、当社グループにおいて、本提案株主が指摘するような創業家への過剰な配慮や利益誘導が行われて当社の成長や株主共同の利益が阻害されているという懸念が生じたことは一切なく、創業家に忖度した「番頭経営」などという本提案株主の指摘は全く当たりません。

なお、本提案株主は、当社が堀川一晃氏に対して過度に高額な相談役報酬を支払っている旨主張しておりますが、同氏は、会社経営からは退きましたが、相談役として、当社の教育事業の根幹である教育理念の従業員への浸透に引き続き尽力しており、当社はそれに対する報酬として適正な額を支払っているものと考えております。また、株式会社ブリーズにおいて、堀川一晃氏が代表取締役及び取締役を、堀川明人氏が取締役をそれぞれ退任し、また、株式会社SRJにおいて、堀川直人氏が代表取締役社長を辞任しているところ、本提案株主は、これらの異動について本提案株主による昨年の定時株主総会における指摘を受けて行ったものであると主張しておりますが、これらは、2023年から取り組んできたカンパニー制度導入による、グループ経営を一層機動的にする目的での組織編成の取り組みの一環として、従前から予定していた異動であり、昨年の定時株主総会における本提案株主の主張を受けたものではございません。ことに堀川直人氏の異動は、上述のカンパニー制度導入にあたって、学習塾カンパニーの長としての職責に専念することを企図してのものであります。

②新中期経営計画の策定、実現

当社は、2025年4月より第50期目に入りますが、これまでの50年を総括し、創業100年に向けての土台作りを行うため、「ユニバーサル共育」を通じた「人創り」事業会社へ深化すべく、当社グループ第50期（2026年3月期）～第52期（2028年3月期）の新中期経営計画を策定し、2025年5月13日に公表いたしました。今般の新中期経営計画の策定に関しては約1年をかけて、①経営戦略／事業戦略、②財務戦略／資本戦略、③人材戦略、④コーポレート・ガバナンスの項目で定性的、定量的に詳細な計画を策定いたしました。この計画、方針の遂行においては、取締役、執行役員、グループ会社取締役との強固な信頼関係による連携体制構築と、所属する従業員への計画内容、方針についての理解浸透、徹底を図ることに注力しております。そして、全経営陣、従業員一体となって、その事業計画の実現による企業価値の向上と株主の皆様の利益を最大限に向上するために取り組んでいく所存でございます。

したがって、今回、本提案株主より現経営陣に対して「資本コストや資本効率を無視した経営スタンスをとり、有効な成長戦略を示していない」と指摘されていますが、その指摘は全く当たりません。

なお、当社は、これまでも、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと考えており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質を構築しつつ、継続的な配当による株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを基本方針としてきましたが、新中期経営計画の下では、財務戦略／資本戦略を大幅に見直し、これまで20%を下限としていた配当性向を毎期45%以上に設定することを目標としており、株主の皆様への還元をさらに強化していくこととしております。

③株主提案の候補者のスキルセットや資質・経験等を踏まえ、株主提案の候補者を取締役とすべきとは考えられないこと

今般、当社においては、本株主提案の取締役候補者が、当社の企業価値の向上に資する取締役の候補者であるか否かを判断する目的で、当社の事業や当社の企業価値の源泉に対する理解、当社の企業価値向上に資する知見等及び本提案株主からの独立性を客観的・公正に確認するため、本株主提案の取締役候補者全員との個別の面談を本提案株主に要請いたしました。遺憾ながら、その実現には至りませんでした。

そのため、本株主提案の取締役候補者に関する当社の意見については、本株主提案書に記載された提案理由、取締役候補者の経歴や候補者とした理由、期待される役割の概要等を基に、指名・報酬委員会での審議・決定を踏まえ、取締役会において決定しております。これは本定時株主総会に上程している当社取締役候補者の決定プロセスと同様となります。

本株主提案の取締役候補者に関する判断の過程では、本提案株主が、本株主提案の取締役候補者による経営体制における経営方針等について何ら具体的な考えを示していないこと、本株主提案書の記載から、教育事業という公共性、専門性が高く、安定性、社内外での信頼度が求められる事業を遂行する上で必要な当社の経営理念・教育理念への理解、教育関連事業独特の知見や経験の高さと本提案株主からの独立性も確認できなかったことから、仮に本株主提案の取締役候補者が当社の取締役に就任した場合、当社の企業価値向上に資さない、あるいは、当社の顧客（生徒、保護者）や従業員の信頼度の低下等による、企業価値を毀損する経営が行われる可能性が否定できないとの判断に至りました。

加えて、本株主提案の取締役候補者のうち、門田泰人氏に関しては、本提案株主の運用者である Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.の最高投資責任者であり、一般株主との利益相反が生じるため、かかる観点からも当社の取締役として不適切であると考えております（なお、本提案株主は、同氏が取締役に選任された場合は、役員報酬を辞退することで利益相反を避ける旨述べておりますが、役員報酬を受領しない場合でも、同氏が本提案株主の利益を優先する恐れは否定できず、本提案株主が述べる方法では利益相反を避けることはできないと考えております。）

以上を踏まえて、当社としては、本株主提案の取締役候補者は、いずれも、当社の取締役として適切でないと考えております。

なお、本提案株主は、竹下淳司氏を除く現任取締役について、本提案株主の面談依頼を拒絶するなど株主に対する説明責任を果たす姿勢が見られないと主張しておりますが、当社においては、株主・投資家からの面談の申込みには、株主平等の原則に配慮した上で、担当部門が対応することとし、代表取締役社長、その他の取締役又は監査役との面談が適切と考える場合は、積極的にその対話の場を設定しており、実際に、当社は、本提案株主からの面談の要請に対しても、代表取締役社長、常務取締役が複数回にわたりこれに応じるなど、適切に対応しており、かかる指摘は全く当たりません。

④結論

以上①～③の理由より、当社取締役会としては、当社が目指す中長期的な企業価値向上及び株主の皆様の利益のためには、現在の取締役体制が最適であると考えます。そのため、本提案株主が推薦する7名の候補者を取締役として選任することが、中長期的な観点から、企業価値及び株主価値の双方に資するものではないと考えております。

よって、当社取締役会は、本株主提案（第3号議案）に反対いたします。

株主提案

第4号議案 定款の一部変更の件（取締役会議長について）

1. 議案の要領

現行の定款第24条を、以下のとおり変更する。なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、取締役会においてあらかじめ定めた社外取締役が議長となる。ただし、あらかじめ定めた当該取締役又は当該社外取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、他の社外取締役が議長となる。

2. 提案の理由

当社は創業家が関与したガバナンスの問題を抱えており、取締役会の監督機能を高めることが不可欠です。そのためには、社外取締役が客観的な立場から取締役会の議事進行を行う仕組みを備えるべきです。金融庁の「投資家と企業の対話ガイドライン」は、2021年改訂により、「独立社外取締役の選任・機能発揮」の項目において、「必要に応じて独立性社外取締役を取締役会議長に選任することなども含め、取締役会が経営に対する監督の実効性を確保しているか」との文言を追加し¹、社外取締役が取締役会議長を務めることが有効であることを示しています。社外取締役から議長を選任することを定款に明記し実施することは、取締役会の監督の実効性確保に資するのみならず画期的であり、当社が他の上場企業の先駆的存在であることを内外に示すことは、市場による当社株価の評価にもつながります。

¹ 金融庁「投資家と企業の対話ガイドライン 改正前からの変更点」（2021年6月11日改訂）3－8
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1/02.pdf>

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会としては、本株主提案（第4号議案）に反対いたします。

本提案株主は、第4号議案の提案の理由として、当社が、創業家が関与したガバナンスの問題を抱えており、取締役会の監督機能を高める必要があると主張しています。

しかしながら、当社が適切なコーポレート・ガバナンス体制を構築していることは、第3号議案の①において記載のとおりです。

また、当社の取締役会では、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役7名中3名を占める独立性の高く、かつ今までの教育関連事業の知見と経験を有した社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えております。取締役会の運営プロセスとしては、取締役会までに議題について予め社外取締役にも説明の機会を設け、また、議案の審議に十分な時間を確保しており、その結果、当社の取締役会では、社外取締役による適切な助言・提言を含め活発な議論が行われ、そのような議論を尽くした上で最適な決定を行っており、また、取締役会の実効性評価においても、監督機関としての取締役会の役割・責務は十分に果たされているものと認められています。

さらに、当社は、任意の機関として、指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を独立社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務めております。同委員会による提案に基づく取締役会決議により代表取締役社長を選定することで、代表取締役社長の選定に関する透明性を高めております。

当社の取締役会については、上記の体制のもと、取締役会による監督機能が十分機能しているものと認識しており、本提案株主の主張には当たらないと考えております。

よって、当社取締役会は、本株主提案（第4号議案）に反対いたします。

株主提案

第5号議案 買収防衛策の廃止の件

1. 議案の要領

定款第18条第2項に基づき、2023年5月12日の取締役会で3年間の更新が決議され、2023年6月28日開催の当社定時株主総会で承認された「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を廃止する。

2. 提案の理由

第5号議案及び第6号議案にかかる議案に共通する提案の理由は以下のとおりです。なお、当社の株式取扱規則上、1議案に関する提案の理由が400字に制限されていることに鑑み、第5号議案及び第6号議案の提案の理由の合計の字数を800字以内に収めております。

(第5号議案及び第6号議案に共通の提案理由)

一般的に、株式の大量取得行為に関する法規制やコーポレートガバナンス・コードの発展及び浸透、企業買収における行動指針²、買収後の企業の発展を志向した買収の主流化など、状況の変化に伴い、買収防衛策の意義はいまや失われつつあります。実際にも買収防衛策を導入する企業は継続して減少しています。このような中での買収防衛策の維持は、時流に反するばかりでなく、当社の取締役会や創業家一族による既得権益の保持、自己の保身のための道具であるとの批判を免れず、買収を防ぐために株価を高めるインセンティブを損なうおそれすらあります。

我々は昨年の株主総会に第5号議案及び第6号議案と同様の提案をしましたが、買収防衛策廃止の賛成比率は41.85%³にものぼり、定款における買収防衛策の定め廃止の提案の賛成比率も33.82%⁴でした。創業者関係者以外の株主の過半数は、買収防衛策の廃止を望んでいることの証左です。

当社の買収防衛策は、第47回定時株主総会において、2026年6月まで更新されることが決定していますが、我々は、期間満了による終了を待つことなく、当社が直ちに買収防衛策を廃止することこそ、「社会への貢献」を含む当社の企業価値の向上に資し、ひいては、株主共同の利益にもつながると思っています。当社においては、現行の買収防衛策を廃止するにとどまらず、もはや現在の市況、社会状況にそぐわない買収防衛策という仕組み自体を、定款において明示的に廃し、これを対外的にも宣言することで、「公共的」役割を担う企業としての真に開かれた態度を示すべきです。

以上の理由により、我々は、現行の買収防衛策の廃止とその仕組みの撤廃を提案します。

² 経済産業省「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」2023年8月31日
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei_baishu/pdf/20230831_2.pdf

³ 当社「臨時報告書」（2024年7月2日）第10号議案（第5号議案に相当する提案）

https://www.with-us.co.jp/irinfo/meeting_file_download/qT3SpcvDYcH%2FYzYn3WThzZrm9NVbmeDwxsD9mpk4al3CYi6JuDbH3V0hBXPJ3lk8X0SkFJrvMeHC4f0X4RYeZw%3D%3D

⁴ 当社「臨時報告書」（2024年7月2日）第11号議案（第6号議案に相当する提案）

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会としては、本株主提案（第5号議案）に反対いたします。

当社は、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するための取組みとして2007年11月16日に導入し、以後、本対応策を継続しております。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている取締役会の意見等の提供を受けること、また、代替案の提示を受ける機会の確保につながり、これにより株主の皆様が十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、教育機関として高い公共性を有する事業を展開する当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させ、これらを毀損することを防止するものと考えております。

これに対し、本提案株主は、本対応策は、当社取締役会や創業家一族による既得権益の保持、自己保身のための道具であると指摘していますが、そもそも本対応策の導入の目的は上記のとおりであり、これらの者の保身を目的とするものではありません。また、本対応策においては、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するために設置される会議体として、独立委員会を設置することとしており、本提案株主が指摘するような状況を排するための適切な措置を講じております。加えて、本対応策は、2023年6月28日開催の当社第47回定時株主総会において、79.04%の賛成率をもってその更新に係る議案が承認可決されており、大多数の株主様からご賛同を得たものであります。

よって、当社取締役会は、本株主提案（第5号議案）に反対いたします。

株主提案

第6号議案 定款第18条の削除の件（買収防衛策の導入等の条文削除について）

1. 議案の要領

現行定款第18条を削除する。なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

2. 提案の理由

上記第5号議案及び第6号議案の共通の提案理由のとおり。

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会としては、本株主提案（第6号議案）に反対いたします。

当社定款第18条第1項及び第2項は、本対応策を含めた買収防衛策の導入、継続及び廃止（以下「導入等」といいます。）につき、株主総会の決議により定めることができる旨の規定であり、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で買収防衛策の導入等に反映させるために設けられたものです。また、同条第3項及び第4項は、買収防衛策に基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てについて、①株主総会決議により新株予約権の無償割当てを行うこと、又は②株主総会決議により一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てを取締役に委任していただくことがそれぞれ可能となるように、会社法第278条第3項ただし書きに基づき、規定されたものです。

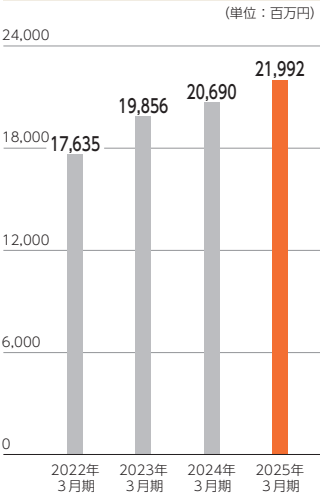
第5号議案に対する意見において記載したとおり、本対応策は、当社株式等の大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることにより、株主の皆様がその判断に必要な情報や現に当社の経営を担っている取締役会の意見等の提供を受ける機会を確保し、また、代替案の提示を受ける機会を確保することで、株主の皆様が十分な情報の下で大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とするための枠組みとなります。このように、本対応策は、教育機関として高い公共性を有する事業を展開する当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させ、これらを毀損することを防止する意義を有しております。

当社定款第18条は、本対応策を含めた買収防衛策の導入等、そして対抗措置の発動に関し、株主の皆様のご意思を反映するために必要な事項を規定したものであることから、これらを削除すること是不適当であると考えております。

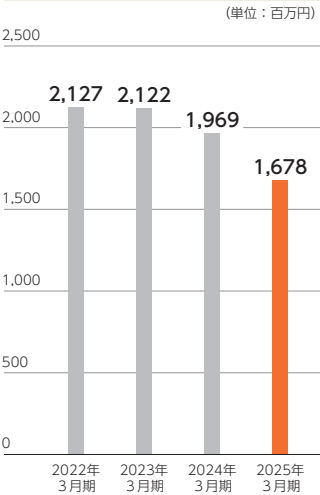
よって、当社取締役会は、本株主提案（第6号議案）に反対いたします。

以上

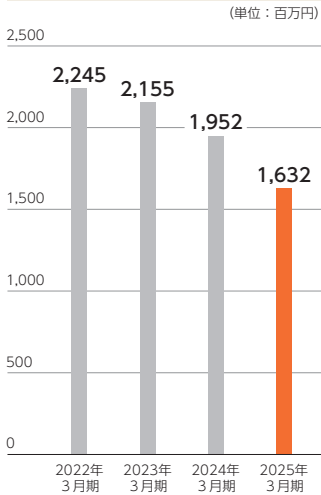
売上高



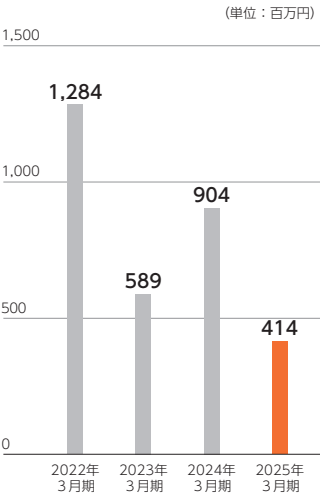
営業利益



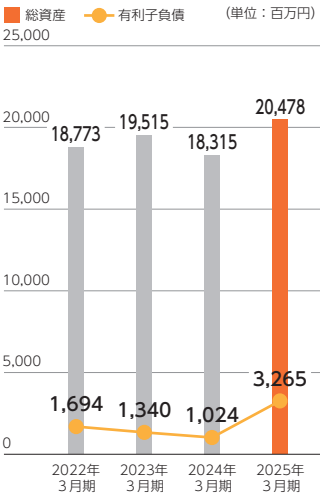
経常利益



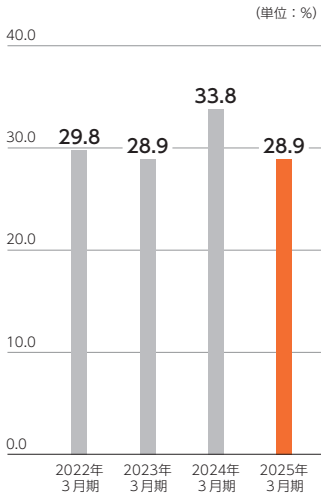
親会社株主に帰属する当期純利益



総資産／有利子負債



自己資本比率



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しやインバウンド需要の増加等により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、資源価格の高騰や円安による物価高の影響への懸念や世界情勢への不安感など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当業界を取り巻く環境としましては、テクノロジーの急速な進化により、デジタル化・オンライン化は一層の注目を浴び、国のGIGAスクール構想、ChatGPTに代表される生成AIの急速な普及によって、学び方に更なる広がりが出てきております。更に、現学習指導要領の改訂で謳われている「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間力等」が求められ、高校・大学入試においては、入試選抜のより早期化、現役志向化が強まり、大学入試においては一般選抜より年内入試に代表される総合型・学校型選抜入試へ受験生がシフトしており、入試選抜方法も多様化いたしております。並行して、人生100年時代とも言われる日本の社会構造が長寿社会や労働人口の減少に伴って外国人・シニア・女性の活躍が重要視されるなど、これからの時代においては全世代での多様な教育ニーズ、教育機会の提供の必要性・重要度も増してきております。

このような中、当社グループは社内カンパニー制を導入しており、「①グループ経営・ガバナンス強化」「②機動的な意思決定」「③ポートフォリオ経営を実現する体制の構築」の実現を目指して、「学びの多様化」に伴う様々な社会課題の解決に貢献してまいります。

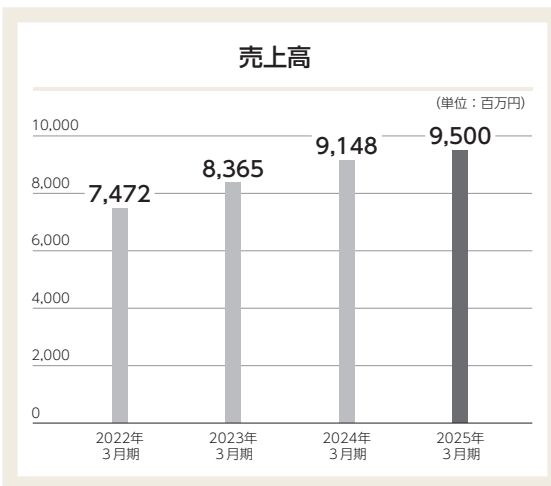
当連結会計年度における連結経営成績の概況は、以下のとおりです。

	2025年3月期	前年同期比
売上高	219億92百万円	6.3%増
営業利益	16億78百万円	14.8%減
経常利益	16億32百万円	16.4%減
親会社株主に帰属する当期純利益	4億14百万円	54.2%減

売上高においては、主に高校・大学事業、グローバル事業及び能力開発・キャリア支援事業の各事業が堅調に推移したことで、期中に文教分野でのタブレット端末等・ネットワーク整備の教育インフラ事業、東大生起業家の教育出版・講演事業、東大生中心のオンライン個別指導事業のグループインにより増収となりました。営業利益、経常利益においては、学習塾事業及びグローバル事業で増益を達成した一方で、高校・大学事業では、通信制高校における中長期的支持拡大のため、第一学院managaraBASEの新規出校費用増並びに指導の充実のため対面行事（スクーリング）の宿泊日数の増加及び年間実施回数の増加による行事費の増、教員の充足による人件費増等により減益となりました。また、能力開発・キャリア支援事業においては営業体制強化による人件費増等もあり減益となりました。販管部門においては引き続き管理部門効率化によるBPO費用、新中期経営計画策定のための外部コンサル費用や租税公課の増加等により、当連結会計年度における段階利益は減益となりました。なお、当連結会計年度におきましては、減損損失及び投資有価証券評価損等を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益も減益となりました。詳細については2025年5月13日に公表しております「業績予想と実績の差異及び特別損失の計上に関するお知らせ」をご確認ください。

報告セグメントの業績は、次のとおりであります。

高校・大学事業



※2024年3月期より報告セグメントを変更しております。2023年3月期以前の数値は、新セグメント組み換え後のものとなります。

高校・大学事業では、通信制高校「第一学院高等学校」における高校生年代への幅広い成長支援に加え、中学生年代を対象とした学びの機会提供、大学生年代・社会人を対象とした各種資格取得・スキル修得に向けたサービスを提供しております。また、提携関係にある学校法人柏専学院が運営する新潟産業大学と中等部から大学まで最大10年間の一貫した教育を展開する体制を確立しております。同法人との協業による「ネットの大学managara」も順調に学生確保を行ってきた結果、今期、完成年度を迎え収容定員充足を果たし、協業によるシナジー効果も出てきております。

本事業を取り巻く環境は変化しており、2024年12月に公開されました文部科学省の令和6年度学校基本調査（確定値）結果では、不登校児童・生徒数は一段と増加し、通信制高校の学校数及び生徒数は過去最多を更新しました。しかしながら、独自のICT教育や成長実感型教育、各種スペシャリスト育成のコースを有する第一学院高等学校への一定のニーズはあったものの、期中平均生徒数は、やや軟調な傾向で推移いたしました。東京・池袋、大阪・梅田、福井、広島・福山に続き、2025年3月には東京・吉祥寺に、高校・大学生年代の異年齢が集い、地域との連携を含めた多彩な学びを通じて一人ひとりの自分軸づくりを支援する新ブランドの「第一学院managaraBASE（マナガラ・ベース）」を開校し、一層多様化するニーズに応える取り組みの全国での展開を加速させていく計画です。

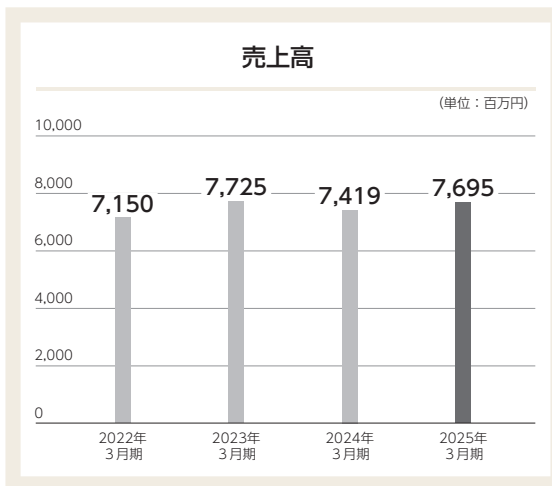
事業の概要

中学生	高校生	高卒以上・社会人
 第一学院 中等部 中学生年代を対象とした学習機会の提供	 第一学院高等学校 教育特区を活用した株式会社立の通信制高校	 第一学院高等学校 専攻科 保育士国家試験受験資格取得をオンラインで目指す
	業務提携先  学校法人 柏専学院 新潟産業大学附属高等学校 Niigata Sangyo University Attached High School	業務提携先  新潟産業大学 Niigata Sangyo University
	業務提携先  managara HighSchool Niigata Sangyo University Attached High School (新潟産業大学附属高等学校 通信制課程)	業務提携先  ネットの大学® managara Niigata Sangyo University (新潟産業大学 通信教育課程)
	 第一学院 managara BASE 異年齢が集う学びのコミュニティスペース	

Point & Topics

- ▶ 中等部から大学まで最大10年間の一貫した教育を展開する体制を確立
- ▶ 「第一学院 managara BASE」を池袋（東京）、梅田（大阪）、福井、福山（広島）に続き、吉祥寺（東京）でも開校。異年齢かつ多様化するニーズに対応。

学習塾事業

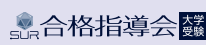


※2024年3月期より報告セグメントを変更しております。2023年3月期以前の数値は、新セグメント組み換え後のものとなります。

学習塾事業では、意欲喚起指導を基軸に据え、脳科学に基づいた独自のメソッドを用いた教育プログラム（プラスサイクル学習法）を展開しております。

「第一ゼミナール」においては授業外での「学習サポートタイム」を導入し、生徒個々の授業理解・定着の強化により顧客満足度向上を図っております。また、自立型・個別最適化学習「PLS（Positive Learning System）」では、生徒自身が主体的に考える習慣作りに主眼を置いた指導を仕組み化し、生徒個々の目標達成力の向上につなげております。また、計画的に新規開校を続けております株式会社BlueSkyFCが運営する「個別指導まなび」では、独自の良質で丁寧な指導に対して多くの評価をいただいております。前期末に第一ゼミナール・ファロス個別指導学院から「個別指導まなび」へのブランド転換を行った教室も順調に生徒数を伸ばしております。期中にグループインをいたしました株式会社カルペ・ディエムは東大生起業家である代表者が多くの中高生の受験生やその保護者へ学びに対する考え方・姿勢について講演した内容が多くの方々の共感を得、また、その事例に学ぶことでのグループ内シナジーも出てきております。今後は社内カンパニー制度に基づく一体的な組織・運営改革、広報・マーケティング活動や募集、教務・指導などシナジー促進のため一層の連携強化を図ってまいります。

事業の概要

幼児	小学生	中学生	高校生	社会人等
	 第一ゼミナール 小・中・高校生の集団指導校			
	 ファロス個別指導 小・中・高校生の個別指導校			
	 第一ゼミパシード PASS2020 中学受験専門校	 SUR 中・高校生の数学・英語 ハイレベル指導専門校		
		 SUR 合格指導会 高校 受験	 SUR 合格指導会 大学 受験	
	 個別戦略指導会		 個別戦略指導会	
	 GAZ 九州・沖縄地区を拠点とする小・中・高校受験指導校			
	 佑学社 小・中・高校生が集う集団・個別指導校			
	 京大ゼミナール 久保塾 小・中・高校生が集う集団・個別指導校			
	 まなび 小・中・高校生が集う個別指導校			

Point & Topics

- ▶ 意欲喚起指導を基軸に据え、脳科学に基づいた独自のメソッドを用いた教育プログラム（プラスサイクル学習法）を展開
- ▶ グループで一体的な広報・マーケティング活動や運営・教務・募集面でのシナジー促進のための連携強化

グローバル事業



※2024年3月期より報告セグメントを変更しております。2023年3月期以前の数値は、新セグメント組み換え後のものとなります。

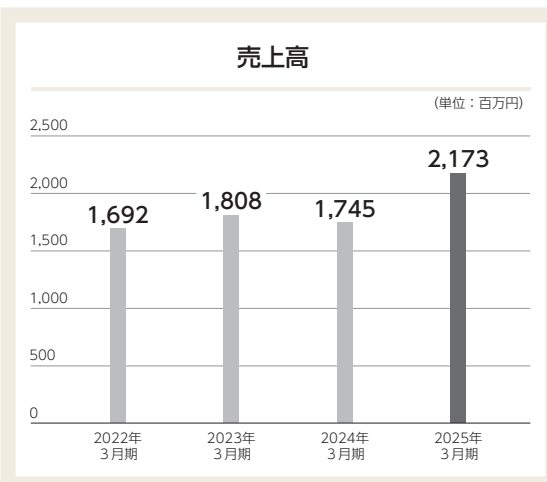
グローバル事業では、通訳・翻訳業務や高い語学力を持つ人材の派遣、留学生や日本で働く外国人への日本語教育、日本語教師の養成、外国人の採用から就労・生活支援等の一体的なサービスを提供しております。

株式会社吉香では、インバウンドの回復に伴う人材派遣案件が堅調に推移しております。また、日本語学校を運営する株式会社グローバルウィザスにおいても、長期留学コース、短期留学コース共に留学生の受け入れが引き続き順調に推移しております。また、日本語学校のGenkiJACSは欧米諸国の人々を中心とした日本文化体験・アクティビティを通じた日本語学習ニーズを捉えた短期留学コースを展開しており、東京・京都・福岡に拠点を構え、日本文化体験・日本語学習ニーズに応える富裕層への高付加価値訴求が功を奏し、順調に業績を確保しております。企業の海外進出や国による留学生増加計画、インバウンドの推進、国内企業の人員不足解消等、多様なニーズを見据え、日本文化体験・日本語学習の富裕層向け高付加価値サービスの提供や、東南アジアの人材育成ならびに日本企業へのIT人材の紹介ほか、グローバルで活躍できる人づくりや企業づくりに貢献してまいります。

Point & Topics

- ▶ 多様なニーズを見据え、語学力や国際感覚の養成、外国人の採用から就労・生活支援等の一体型サービスを提供
- ▶ 日本文化体験・日本語学習の富裕層向け高付加価値サービスの提供と東南アジアにおける人材育成と日本企業のIT人材不足解消への貢献

能力開発・キャリア支援事業



※2024年3月期より報告セグメントを変更しております。2023年3月期以前の数値は、新セグメント組み換え後のものとなります。

能力開発・キャリア支援事業につきましては、グループを横断するマーケティング機能も担っており、学びの環境づくりのサポートなど様々な教育ソリューションを提供しております。全国の学習塾・学校への速読解・思考力講座、速読聴英語講座、新国語講座をはじめとした読解力向上のICT教育ソリューション・能力開発コンテンツの提供と、社会人のリスキリング・学び直しに向けた企業向けの学習ポータルサービス、アンガーマネジメントの講師育成・企業研修等の事業を行っております。業績面では、企業・法人向け各種研修サービスを提供する株式会社レビックグローバルが引き続き堅調に推移しております。政府が推進する「人への投資」につながる企業・法人向け各種サービスを提供し、「人的資本経営」の課題解決に貢献してまいります。

Point & Topics

- ▶ グループを横断するマーケティング機能を担うとともに、幅広い顧客層において様々な教育ソリューションを提供
- ▶ 政府が推進する「人への投資」、人的資本経営につなげる企業・法人向け各種サービスを提供

その他

その他では、介護予防フィットネスを提供しております。日常生活の機能維持・向上を目的としたシニアの介護予防につながるデイサービスの展開を行い、生涯に亘る人づくりへの支援を行っております。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額（有形固定資産のほかソフトウェア等の無形固定資産を含む）は8億32百万円であります。

高校・大学事業では、校舎のリニューアルにより2億4百万円、校舎の新規開校として94百万円、校舎の増床として50百万円、またIT関連の設備投資費用として28百万円を支出しております。

学習塾事業では、校舎のリニューアルや移転・増床により43百万円、校舎の新規開校として12百万円を支出しております。

グローバル事業では、IT関連の設備投資費用として11百万円、設備のリニューアルや増床等により6百万円を支出しております。

能力開発・キャリア支援事業では、IT関連の設備投資費用として2億73百万円を支出しております。

その他では、事業所の新規開所として25百万円を支出しております。

また、報告セグメントに分類されない本社管理部門で、IT関連の設備投資費用として43百万円、主に本社の内装工事として14百万円を支出しております。

報告セグメント別での設備投資の総額は、高校・大学事業で3億88百万円、学習塾事業で56百万円、グローバル事業で17百万円、能力開発・キャリア支援事業で2億85百万円、その他で25百万円、報告セグメントに分類されない全社部門で57百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

前項設備投資に係る所要資金は、自己資金により充当しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、2026年3月期に創業50年の節目を迎え、第50期を1年目とする新中期経営計画を策定いたしました。新中期経営計画においては、新成長ビジョンとして『これまでの50年を総括し、創業100年に向けての土台作りを行い、教育事業会社を超えた「ユニバーサル共育」を通じた「人創り」事業会社への深化』を中核に据えて、次の2点を掲げております。

(1)環境変化・価値観の多様化の中で、「顧客への貢献」のために、学びのプラットフォームを構築し、顧客の人生軸に寄り添い、「顧客ロイヤルティの向上」を実現します。

(2)ウィザスグループ経営を推進し、人と組織の「自己変革と自己成長」の促進を通じ、社員・スタッフの物心両面の幸せの追求と同時に、「人創り」事業を深化させます。

この2つのビジョンを掲げ、「社会で活躍できる人づくり」を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンのもと、コア事業の独自価値を高めることによる顧客ロイヤルティの向上と、LTVプラットフォーム構築による生涯顧客化・LTV極大化を目指します。

加えて、第50期から第52期を、新たな成長戦略に基づく積極的な投資（ハード・ソフト両面）の3カ年と位置づけ、独自価値の深化を図ってまいります。

また、今後もグループとして更なる永続的な事業成長のため、事業ポートフォリオの最適化によるカンパニー制の更なる強化に向けて、カンパニーを4カンパニー制から、3カンパニー制へと移行し、セグメントも「高校・大学事業」「学習塾事業」「キャリア支援事業」といたしております。（詳細については2025年3月31日に公表しております「報告セグメントの変更に関するお知らせ」をご確認ください。）

高校・大学事業においては、①理念をベースとした「中高大10年一貫のユニバーサル共育」構築による競合他校との差別化・ブランディング、②マルチブランド戦略での全国展開加速による市場シェア獲得とリスクの分散、③「ネットの大学managara」アライアンス構想（多学部化）の実現による生徒のグループ内進路選択肢の拡充と大学事業の確立・拡大、の3点を基本運営方針とし、広域通信制高校「第一学院高等学校」を中心に、生徒一人ひとりの新しい可能性や機会の発見とキャリア形成を支援する取り組みを一層推進いたします。

学習塾事業においては、「共創・協奏・競争」をテーマに、1/1の教育による笑顔・本気の共創、そして“強み”の普遍化による地域No.1の成果・支持の拡大を基本運営方針として、独自の教育メソッド（プラスサイクル学習法）を更に深化させ、これからの社会で益々求められる「主体的に学ぶ力」を育み、EdTechを活用した学びの自立化と個別最適化を推進いたします。また、株式会社BlueSkyFCが運営する「個別指導まなび」の開校を促進する一方で、統廃合や抜本的な運営改革等を並行し、環境変化と地域ニーズに対する校舎規模・設備・業態等、事業展開の最適化と事業成長基盤の再構築を推し進めてまいります。

キャリア支援事業では、この3カ年での「キャリア支援事業独自の事業モデルの確立」を基本運営方針とし、①外国人の「学ぶ」「働く」「暮らす」を繋ぎ、社会に貢献できる人を育む事業の推進、②「学び」の領域を繋げるプラットフォームの構築・提供、を推進いたします。さらに、コンテンツ開発や各種プログラムの連携により、人生100年時代と呼ばれる社会において、人の成長の機会を一層つくっていくよう、学びのプラットフォームを構築いたします。また、介護予防フィットネスの提供により支援できる年齢層や領域をひろげ、生涯学習化を一層推進してまいります。

当社グループの「ユニバーサル共育」は、ユニバーサル社会において、社会の一員として、誰もが学ぶ機会を持ち、学ぶ人が主役となり成長を実感できる環境を共有し、“今を意欲的に生きていく”ために自分も他者も肯定する自他肯定感を育む教育です。今後も、教育事業会社を超えた「人創り」事業会社へと深化していくため、各課題に取り組み、一層の企業価値向上を図ってまいります。

株主の皆様の変わらぬご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別		第46期 2021年度	第47期 2022年度	第48期 2023年度	第49期 (当連結会計年度) 2024年度
売	上 高 (千円)	17,635,038	19,856,970	20,690,427	21,992,729
経	常 利 益 (千円)	2,245,946	2,155,744	1,952,743	1,632,490
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		1,284,369	589,709	904,696	414,736
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		135.74	64.24	100.37	45.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)		134.43	63.62	99.42	45.43
総	資 産 額 (千円)	18,773,341	19,515,870	18,315,729	20,478,469
純	資 産 額 (千円)	5,888,303	5,990,280	6,212,556	5,983,297
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		604.07	627.10	684.33	654.91

(注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益並びに1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。

(ご参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別		第46期 2021年度	第47期 2022年度	第48期 2023年度	第49期 (当事業年度) 2024年度
売	上 高 (千円)	13,229,615	13,650,357	13,900,274	14,039,111
経	常 利 益 (千円)	2,113,423	1,693,593	1,591,178	1,208,981
当 期 純 利 益 (千円)		1,113,505	354,573	983,588	110,748
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		117.69	38.62	109.12	12.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)		116.54	38.25	108.09	12.13
総	資 産 額 (千円)	15,814,830	16,063,509	15,427,926	16,773,808
純	資 産 額 (千円)	4,733,499	4,526,585	5,388,976	4,820,803
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		507.74	500.59	593.23	530.15

(注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益並びに1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 ブリーズ	93百万円	100.0%	広告事業
株式会社 S R J	65百万円	100.0% (100.0%)	ICT教育・能力開発事業
株式会社 レビック グローバル	60百万円	100.0% (100.0%)	企業内研修 ポータルサイト事業
株式会社 佑学社	53百万円	100.0%	学習塾事業
株式会社 テラス 1	50百万円	100.0%	傘下子会社の事業連携、 事業支援・経営管理
株式会社 学習受験社	25百万円	100.0%	学習塾事業
株式会社 吉香	20百万円	100.0%	ランゲージサービス事業
株式会社 グローバルウィザス	10百万円	100.0%	日本語教育事業
京大ゼミナール久保塾株式会社	10百万円	100.0%	学習塾事業
株式会社 Blue Sky FC	5百万円	100.0%	学習塾事業

(注) 当社の議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合で、内数となっております。

(11) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは総合教育サービス企業として、次の教育サービスを主たる事業として営んでおります。

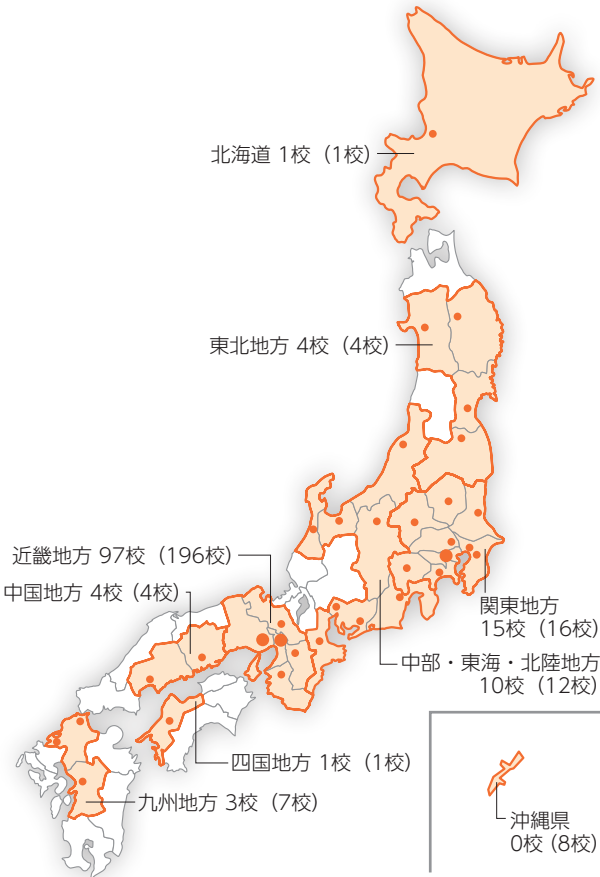
- ① 広域通信制単位制高等学校の運営や、中学生等を対象とするICTを活用した学校外での学習機会の提供、社会人(高卒以上)を対象とした各種資格・スキル等取得に向けた支援を行う「高校・大学事業」
- ② 幼児から高校生までを対象とする教科学習指導・進学受験指導ならびに能力開発指導と独自の「プラスサイクル学習法」を用いた学力指導を行う「学習塾事業」
- ③ 留学生や日本で働く外国人への日本語教育、日本語講師の育成、通訳・翻訳業務や高い語学力を持つ人材派遣、外国人の採用から就労・生活支援のサービスを一体となって行う「グローバル事業」
- ④ 小学生から社会人までを対象としたICT教育ソリューションの提供、社員研修や営業研修の法人向けオンライン教育サービス、アンガーマネジメントの講師育成・企業研修等を行う「能力開発・キャリア支援事業」
- ⑤ その他 (介護予防フィットネス)

(12) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 主要な事業所

本社	大阪市中央区
東京本部	東京都港区
事業拠点	合計135カ所 (連結249カ所)

* () 内数値は連結事業所数



事業区分	所在地	拠点数	
		単体	連結
高校・大学事業	北海道	1	1
	東北	4	4
	関東	15	15
	中部・東海・北陸	10	10
	近畿	8	8
	中国	3	3
	四国	1	1
九州		3	3
小計		45	45
学習塾事業	近畿	89	178
	中国	1	1
	九州	0	2
	沖縄	0	8
小計		90	189
グローバル事業	関東	0	1
	中部・東海・北陸	0	2
	近畿	0	2
	九州	0	2
小計		0	7
その他の近畿		0	8
合計		135	249

② 主要な子会社の事業所 (本店所在地)

株式会社ブリーズ	大阪市中央区
株式会社佑学社	大阪市生野区
株式会社学習受験社	福岡市中央区
株式会社吉香	東京都千代田区
株式会社グローバルウィザス	名古屋市中村区
京大ゼミナール久保塾株式会社	兵庫県西宮市
株式会社Blue Sky FC	大阪府貝塚市
株式会社テラス1	東京都中央区
株式会社SRJ	東京都中央区
株式会社レビックグローバル	東京都港区

(13) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	629名	13名減	42.5才	12.5年
女 性	382名	53名増	37.8才	7.2年
計 又 は 平 均	1,011名	40名増	40.8才	10.6年

(注1) 当社の従業員数は587名（男性367名、女性220名）であります。

(注2) 上記のほか、非常勤講師1,287名及びパートタイマー264名（2025年3月31日現在）がありますが、すべて当社の臨時従業員であります。

(14) 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	951,541千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	756,900千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	666,672千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	200,615千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100,000千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100,000千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 常 陽 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	100,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

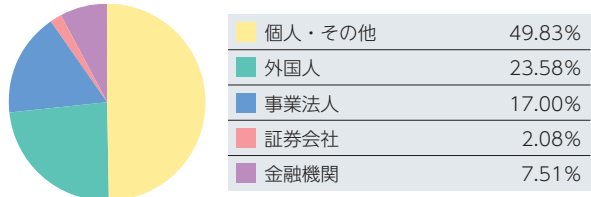
株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 44,760,000株
- ② 発行済株式の総数 9,043,494株 (自己株式1,096,506株を除く。)
- ③ 株主数 2,010名
- ④ 1単元の株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

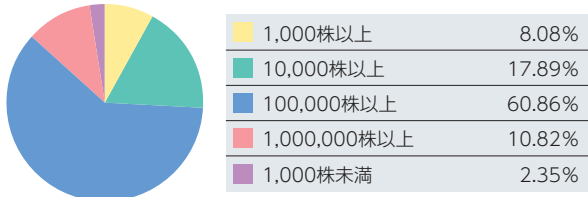
株主名	持株数	持株比率
G L O B A L E S G S T R A T E G Y	791千株	8.75%
株 式 会 社 ヒ ン ト ア ン ド ヒ ッ ト	653千株	7.22%
G L O B A L E S G S T R A T E G Y	543千株	6.01%
堀 川 直 人	468千株	5.18%
堀 川 明 人	466千株	5.15%
G L O B A L E S G S T R A T E G Y 2	361千株	4.00%
ウ ィ ザ ス 社 員 持 株 会	323千株	3.57%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	299千株	3.31%
南 角 光 彦	295千株	3.26%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	274千株	3.04%

(注1) 当社は、自己株式を1,096,506株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
(注2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

●所有者別分布 (持株比率)



●所有株数別分布 (持株比率)



⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2018年6月26日開催の第42回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これに基づき、2024年6月27日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分を決議し、同年7月25日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対し自己株式6,000株の処分を行っております。なお、この譲渡制限付株式は、2054年7月24日までの間、譲渡その他処分をすることができないものといたしております。

⑦ 従業員持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与制度

当社は、2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員に対してウィザス社員持株会を通じて譲渡制限付株式を付与する制度を導入しました。本制度に基づき、同年8月23日開催の取締役会において、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分を決議し、2023年11月30日付で、ウィザス社員持株会に対し、当社普通株式40,500株の自己株式の処分を行っております。なお、この譲渡制限付株式は、2025年11月29日までの間、譲渡その他処分をすることができないものといたしております。

⑧ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	権利行使価格	行使の条件	権利行使期間
第1回 新株予約権	260個	26,000株	1株当たり1円	(注1)	2015年7月25日から 2035年7月24日まで
第2回 新株予約権	359個	35,900株	1株当たり1円	(注1)	2016年7月26日から 2036年7月25日まで
第3回 新株予約権	242個	24,200株	1株当たり1円	(注1)	2017年7月24日から 2037年7月23日まで

(注1) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、取締役、監査役、顧問、理事、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間以内に限り新株予約権を行使できるものとする。但し、別途定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

(2) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数
第1回 新株予約権	221個 (22,100株)	2名	—	—	39個 (3,900株)	1名
第2回 新株予約権	305個 (30,500株)	2名	—	—	54個 (5,400株)	1名
第3回 新株予約権	210個 (21,000株)	3名	—	—	32個 (3,200株)	1名

(注) 監査役保有分は、新株予約権発行時に当社取締役の地位にあったときに付与されたものであります。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名				担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	い	こ	と	お	(株)Blue Sky FC 取締役
常務取締役	たけ	した	じゅん	し	経営戦略本部長 (株)テラス1 取締役
常務取締役	あか	がわ	たく	し	統括支援本部長
取締役	あ	の		たかし	高校・大学事業カンパニー長
取締役	おお	さわ	じゅん	こ	ソアーク・コンサルティング(株) 代表取締役
取締役	たか	の	まさ	あき	OFFICE TAKANO 代表 (株)たち吉 代表取締役社長 ブックオフグループホールディングス(株) 社外取締役
取締役	おお	やま	ま	み	国立大学法人九州大学 理事
常勤監査役	おお	た	よし	くに	
監査役	なる	せ	か	ず	弁護士 抜弁天法律事務所 代表 公益財団法人 東京都軟式野球連盟 副会長理事 (株)鳥羽洋行 社外取締役 ウェルネオシュガー(株) 社外監査役 (株)イムラ 社外監査役
監査役	きの	した		じゅん	公認会計士・税理士 木下税務会計事務所 代表 Jプラスパートナーズ(株) 代表取締役 (株)Room 取締役

- (注1) 取締役大澤純子氏及び取締役鷹野正明氏並びに取締役大山真未氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注2) 監査役成瀬圭珠氏及び監査役木下純氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
- (注3) 監査役成瀬圭珠氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士活動を通じ、企業を統治する高い識見を有するものであります。
- (注4) 監査役木下純氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注5) 取締役大澤純子氏、取締役鷹野正明氏、取締役大山真未氏、監査役成瀬圭珠子氏及び監査役木下純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
若 松 弘 之	2024年6月27日	任期満了	当社社外監査役 公認会計士 公認会計士若松弘之事務所 代表 (株)ジェネリス 代表取締役 (株)MIXI 社外監査役 (株)レノバ 社外監査役 高砂熱学工業(株) 社外取締役（監査等委員）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び会社法上の全ての当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職位及び代表権に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、翌年度の業績連動報酬等へ反映する。

なお、業績指標は、管轄する部門の売上高、営業利益、経常利益の昨年対比かつ目標達成度合いに応じて算出されたものとする。目標となるその値は、中期経営計画と整合するよう年度ごとの計画策定時に設定する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とする。譲渡制限付株式報酬とは、当社の社外取締役を除く取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした報酬制度である。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会で決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議（報酬総額）に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分とする。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役	115,371千円	105,412千円	9,959千円	7名
（うち社外取締役）	(16,050千円)	(16,050千円)	(－)	(3名)
監査役	22,140千円	22,140千円	－千円	4名
（うち社外監査役）	(10,800千円)	(10,800千円)	(－)	(3名)
計	137,511千円	127,552千円	9,959千円	11名
（うち社外役員）	(26,850千円)	(26,850千円)	(－)	(6名)

- (注1) 上表には、2024年6月27日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
- (注2) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
- (注3) 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は次のとおりであります。
- また、当事業年度における交付状況は「2 会社の株式に関する事項」「⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
- ①譲渡制限期間
- 対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- ②退任又は退職時の取扱い
- 対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③譲渡制限の解除
- 上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記②に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ④組織再編等における取扱い
- 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤その他の事項
- 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。
- (注4) 取締役の金銭報酬の額は、1998年6月26日開催の第22回定時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人分給与とは含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。また、金銭報酬とは別枠で2018年6月26日開催の第42回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として年額20,000千円以内、株式数の上限を年100,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、5名です。
- (注5) 監査役の報酬等の額は、1998年6月26日開催の第22回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
- (注6) 取締役会は、代表取締役社長生駒富男に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部分の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役大澤純子氏は、ソアーク・コンサルティング株式会社の代表取締役であります。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

取締役鷹野正明氏は、ブックオフグループホールディングス株式会社の社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。また、同氏は株式会社たち吉の代表取締役社長及びOFFICE TAKANOの代表を兼職しておりますが、当社と同社及びOFFICE TAKANOの間には特別の利害関係はありません。

取締役大山真未氏は、国立大学法人九州大学の理事でありますが、当社と同法人の間には特別の利害関係はありません。

監査役成瀬圭珠子氏は、抜弁天法律事務所の代表であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、同氏は公益財団法人東京都軟式野球連盟の副会長理事、株式会社鳥羽洋行の社外取締役及びウェルネオシュガー株式会社の社外監査役並びに株式会社イムラの社外監査役を兼職しておりますが、当社と同法人及び各社との間には特別の利害関係はありません。

監査役木下純氏は、木下税務会計事務所の代表及びJプラスパートナーズ株式会社の代表取締役並びに株式会社Rooomの取締役を兼職しておりますが、当社と同事務所及び各社との間には特別の利害関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者また業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区分			氏名	取締役会（21回）	監査役会（14回）
取	締	役	大澤純子	21回	-回
取	締	役	鷹野正明	21回	-回
取	締	役	大山真未	16回	-回
監	査	役	成瀬圭珠子	21回	14回
監	査	役	木下純	16回	10回

(注1)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(注2)社外取締役大山真未氏は2024年6月27日就任後、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。

(注3)社外監査役木下純氏は2024年6月27日就任後、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、監査役会10回の全てに出席いたしました。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役大澤純子氏は、サービス業の人材開発のコンサルタントと、企業の組織改革や人材育成の豊富な経験から、取締役会では、当社の人材の活性化や経営全般について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役鷹野正明氏は、百貨店事業におけるマーケティングの豊富な経験と、マーチャンダイジングやCS経営における幅広い知見から、取締役会では、当社の事業イノベーションと、社会貢献・顧客貢献の視点から経営全般について専門的な観点から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役大山真未氏は、文部科学省を中心とした長年に亘る教育政策・科学技術・イノベーション政策立案・推進及び国際連携・国際交流における豊富な経験から、取締役会では専門的な立場から当社の教育事業における戦略や施策への助言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役成瀬圭珠子氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務に精通し、企業経営を統治する高い識見を有していることから、諸課題に対して発言するほか、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役木下純氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験から財務及び会計並びに監査業務に精通し、企業へのアドバイザー及びコンサルティング業務等を通じて得た企業経営を統治する高い見識により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言を行い、監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

43,300千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため上記金額は合計額で記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注3) 上記以外に、前事業年度の会計監査に係る追加報酬が3,000千円あります。

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

48,342千円

(4) 非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対して、内部統制報告制度の改訂に対する助言業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

イ. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）の取締役会決議の内容（最終改定 2015年4月30日）及び当該体制の運用状況は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員を含めた法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、会議や研修において全取締役及び従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点として徹底する。
- ② 取締役会については「取締役会規則」を定め、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令又は定款に違反する行為を未然に防止する。
- ③ 監査役及び内部統制監査室は、各部門の責任者と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令又は定款上に違反及び違反の疑義がある行為の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 代表取締役はコンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を常設の機関として設置し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。また、コンプライアンス上の問題等が生じた場合、審議した結果を取締役会に適宜報告する。
- ⑤ 当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令もしくは定款上の違反の疑義がある行為等を発見した場合、それを告発しても当該者に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「社内通報保護規程」を制定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」を定め、保存・管理すべき情報の保存期間及び管理方法、情報の漏洩、滅失、紛失時等の対応方法を規定し、これに基づき当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、安全かつ検索性の高い状態で整理・保存する。
- ② 前号の文書又は電磁的媒体は、本社において、取締役又は監査役からの閲覧要請に対して速やかに応じることができる状態で保管する。監査役は保存及び管理の状況について規程に準じて実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し、適切なリスク対応を行うために「経営リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- ② リスク管理の実効性を確保するため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討を行うとともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、適宜カテゴリー別ワーキンググループを設置し、各カテゴリーに係るリスクの具体的対応策及び予防措置の検討を行い、カテゴリーごとのリスク管理体制を確立する。
- ③ 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- ④ 監査役及び内部統制監査室は、各カテゴリーのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、事業部門を管掌する執行役員と取締役との連携を図り、取締役会の意思を効率的に各部門の業務遂行に反映させる。
- ② 各本部担当取締役は、経営計画に基づいた各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するとともに、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させ、効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5) その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつも、一定の事項については当社への報告を求めることにより、各子会社の経営管理を行う。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、各子会社において当社に準拠したコンプライアンス規程を整備する。
- ③ 当社及び当社子会社間において、コンプライアンス体制、情報管理体制、リスク管理体制など各体制の統一化を図り、情報の共有化を行う。
- ④ 年2回、代表取締役から当社グループ全体の経営理念や運営方針を当社及び当社子会社の全取締役及び従業員に伝達することにより、企業活動の原点である法令遵守と社会倫理の遵守を徹底し、経営の効率化を確保する。

- ⑤ 監査役と内部統制監査室は、定期又は随時にグループ管理体制や親子間取引等について監査を行い、その結果を取締役会に報告する。
- ⑥ 当社子会社においても、「社内通報保護規程」を適用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という）を指名することができる。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役補助者は、その指名されている期間中、専ら監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役補助者は、その指名されている期間中、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款に違反する行為を認知した場合のほか、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、確認すべき事項があれば取締役及び従業員に説明を求めるものとする。
- ③ 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつこととする。
- ④ 監査役は独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部統制監査室や会計監査人及び各部門の責任者並びに各子会社の監査役と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。
- ⑤ 当社グループ全体に「社内通報保護規程」を適用するとともに、監査役による社内相談窓口を設け、全取締役及び従業員に周知徹底する。
- ⑥ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役からの請求により所定の手続きを経て会社が負担する。
- ⑦ 監査役は、職務執行に必要な場合には、弁護士又は公認会計士等外部専門家と連携する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記（1）から（8）の業務の適正を確保するための体制について、当社は、その整備及び運用状況について、監査役及び内部統制監査室がモニタリングにて継続的に確認するなど調査を実施しております。また、確認・調査の結果問題点や課題が判明した場合は、コンプライアンス委員会を通じて取締役会にその内容を報告しております。

なお、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」についても内部統制監査室が各部門と連携して実施しております。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2008年12月17日開催の取締役会におきまして、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備」を決議いたしました。社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その可否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」という経営理念と「1／1の教育」という教育理念の下、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追究しております。具体的には、「高校・大学事業」「学習塾事業」「グローバル事業」「能力開発・キャリア支援事業」の強化を図ることで、ステークホルダーの皆様にその成果を高いレベルで還元できる企業づくりを目指しております。また、事業分野ごとに、教育理念、経営理念に基づき、社会で活躍できる人づくりを目的として、達成目標と具体的施策を定めております。当社はこれらの施策を実現させることによって、社会的貢献を果たすとともに、当社の企業価値の向上に努めております。

一方、コーポレートガバナンス充実策の一環として、弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役2名を選任しております。また取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し、業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やIR拡

充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

加えて、2006年5月に内部統制システム構築に関する基本方針を定め（2015年4月に一部改定）、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2007年11月16日開催の当社取締役会において（1）で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「旧対応策」といいます。）の導入を決議いたしました。その後、当社は経済産業省企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する議論等の動向等を踏まえ、基本方針を一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧対応策を一部修正した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を3年間更新することについて2011年6月24日、2014年6月26日、2017年6月23日、2020年6月24日、2023年6月28日開催の定時株主総会でそれぞれ株主の皆様の承認を得ました。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、又は株主意思確認総会終了後に、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することができない、というルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び所定の内容を記載した意向表明書を、日本語にて提出を求めます。次に、当社取締役会が意向表明書受領後、10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）の60日以内の提供を大規模買付者に求めます（以下、「大規模買付情報提供期間」といい

ます。)。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、30日間を限度として、大規模買付情報提供期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合又は大規模買付情報提供期間が満了した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「大規模買付情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。大規模買付情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、又は株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、又は、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、上限を30日間と

して、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。

また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

本対応策は2023年6月28日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただきましたので、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されております。以降、本対応策の継続については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

(4) 各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(2) に記載した中長期的な経営計画に基づく取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは、単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、(3) に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応策の継続及び廃止は株主の皆様のご意思に沿うものとなっていること、本対応策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができること、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、当社取締役会はこれを最大限尊重することとし、加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するなど、本対応策には、当社取締役

会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれており、この点からも本対応策が基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであります。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題のひとつと考えております。

当社は、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質を構築しつつ、配当につきましてはこれまで20%を下限としておりましたが、連結配当性向45%以上を目標とし、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針といたしております。

2025年3月期の期末配当金につきましては、総合的に勘案した結果、1株につき40円の期末配当金とすることを決議いたしました。これにより、実施済みの中間配当金20円と合わせて、年間配当金は1株につき60円となります。

また、2025年3月期の期末配当の配当金支払開始予定日は、2025年6月27日とし、2024年3月期の期末配当と同じく、配当金関係書類につきましては、株主総会終了後に発送させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	11,083,229	流動負債	11,131,237
現金及び預金	9,322,631	買掛金	358,456
売掛金	579,316	短期借入金	1,100,000
授業料等未収入金	355,307	一年内返済予定長期借入金	679,540
商品及び製品	155,400	リース債務	20,856
教材	75,112	未払金	906,869
原材料及び貯蔵品	10,081	未払法人税等	361,433
その他	636,037	未払消費税等	210,867
貸倒引当金	△50,658	契約負債	6,928,007
固定資産	9,395,240	賞与引当金	250,777
有形固定資産	1,530,429	資産除去債務	6,710
建物及び構築物	1,081,004	その他	307,718
土地	275,693	固定負債	3,363,934
リース資産	12,759	長期借入金	1,449,554
建設仮勘定	7,069	リース債務	15,550
その他	153,902	役員退職慰労引当金	62,278
無形固定資産	1,852,086	退職給付に係る負債	976,783
のれん	506,472	資産除去債務	801,420
ソフトウェア	486,364	その他	58,348
その他	859,249	負債合計	14,495,172
投資その他の資産	6,012,724	純資産の部	
投資有価証券	2,558,850	株主資本	5,809,784
長期貸付金	25,953	資本金	1,299,375
差入保証金及び敷金	1,264,788	資本剰余金	1,274,045
保険積立金	1,501,832	利益剰余金	3,851,634
退職給付に係る資産	323	自己株式	△615,270
繰延税金資産	577,011	その他の包括利益累計額	112,845
その他	115,619	その他有価証券評価差額金	187,290
貸倒引当金	△31,655	土地再評価差額金	△73,101
資産合計	20,478,469	為替換算調整勘定	△1,343
		新株予約権	26,362
		非支配株主持分	34,304
		純資産合計	5,983,297
		負債及び純資産合計	20,478,469

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売上高		21,992,729
II. 売上原価		14,496,818
売上総利益		7,495,910
III. 販売費及び一般管理費		5,817,472
営業利益		1,678,438
IV. 営業外収益		
受取利息	29,246	
受取配当金	15,923	
その他	45,967	91,137
V. 営業外費用		
支払利息	23,572	
投資事業組合運用損	6,111	
持分法による投資損失	85,811	
貸倒引当金繰入額	15,290	
その他	6,300	137,085
経常利益		1,632,490
VI. 特別利益		
固定資産売却益	7,469	
固定資産受贈益	10,971	
段階取得に係る差益	40,083	
その他	894	59,420
VII. 特別損失		
固定資産除却損	4,771	
減損損失	256,401	
保険解約損	79,658	
投資有価証券評価損	275,944	
その他	58,654	675,430
税金等調整前当期純利益		1,016,480
法人税、住民税及び事業税	619,605	
法人税等調整額	△24,811	594,793
当期純利益		421,686
非支配株主に帰属する当期純利益		6,950
親会社株主に帰属する当期純利益		414,736

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,975,297	流動負債	9,139,658
現金及び預金	4,161,281	買掛金	60,425
授業料等未収入金	268,373	短期借入金	1,100,000
商品及び製品	4,266	一年内返済予定長期借入金	659,196
教材	63,101	リース債務	19,578
原材料及び貯蔵品	8,511	未払金	682,866
前払費用	269,572	未払費用	59,666
その他	201,325	未払法人税等	190,706
貸倒引当金	△1,135	未払消費税等	46,414
固定資産	11,798,510	契約負債	5,998,532
有形固定資産	999,137	預り金	116,276
建物	739,048	賞与引当金	194,898
構築物	15,267	資産除去債務	3,908
車両運搬具	0	その他	7,188
器具及び備品	127,685	固定負債	2,813,346
土地	107,073	長期借入金	1,315,917
リース資産	9,269	リース債務	12,988
建設仮勘定	792	長期未払金	47,545
無形固定資産	922,493	長期預り保証金	8,496
ソフトウェア	143,954	退職給付引当金	836,804
その他	778,538	資産除去債務	591,594
投資その他の資産	9,876,880	負債合計	11,953,005
投資有価証券	2,457,514	純資産の部	
関係会社株式	4,482,429	株主資本	4,684,468
長期貸付金	91,823	資本金	1,299,375
長期前払費用	1,338	資本剰余金	1,562,650
差入保証金及び敷金	1,060,017	資本準備金	1,517,213
保険積立金	1,358,999	その他資本剰余金	45,436
繰延税金資産	451,376	利益剰余金	2,437,712
その他	10,287	利益準備金	158,450
貸倒引当金	△36,907	その他利益剰余金	2,279,262
資産合計	16,773,808	繰越利益剰余金	2,279,262
		自己株式	△615,270
		評価・換算差額等	109,972
		その他有価証券評価差額金	183,073
		土地再評価差額金	△73,101
		新株予約権	26,362
		純資産合計	4,820,803
		負債及び純資産合計	16,773,808

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売上高		14,039,111
II. 売上原価		9,391,424
売上総利益		4,647,686
III. 販売費及び一般管理費		3,483,298
営業利益		1,164,388
IV. 営業外収益		
受取利息	1,549	
有価証券利息	27,065	
受取配当金	38,715	
その他	18,011	85,342
V. 営業外費用		
支払利息	20,832	
支払手数料	261	
貸倒引当金繰入額	13,416	
投資事業組合運用損	6,111	
その他	127	40,749
経常利益		1,208,981
VI. 特別利益		
固定資産売却益	7,469	
固定資産受贈益	10,971	
保険解約返戻金	894	19,336
VII. 特別損失		
減損損失	46,525	
関係会社株式評価損	157,462	
投資有価証券評価損	474,220	
保険解約損	79,658	
その他	0	757,867
税引前当期純利益		470,450
法人税、住民税及び事業税	342,588	
法人税等調整額	17,113	359,702
当期純利益		110,748

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 ウィザス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 高崎 充弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中田 信之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィザスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第49期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ウィザス 監査役会

常 勤 監 査 役 太 田 善 邦 ㊞

監 査 役 成 瀬 圭 珠 子 ㊞

監 査 役 木 下 純 ㊞

（注）監査役成瀬圭珠子及び監査役木下純は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 ウィザス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高崎	充弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田	信之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィザスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ウィザス 監査役会

常勤監査役 太田 善邦 ㊞

監査役 成瀬 圭珠子 ㊞

監査役 木下 純 ㊞

(注) 監査役成瀬圭珠子及び監査役木下純は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

第一学院高等学校 高萩校が創立20周年を迎えました。

2024年12月21日（土）高萩市文化会館にて執り行いました「創立20周年記念式典」には、大部勝規高萩市長をはじめとして教育委員会、行政関係者などご来賓、地域の方々のご臨席を賜り、2005年4月1日開校から20年間の地域社会への貢献について、多くのご祝辞をいただきました。

第一学院高等学校高萩校は、創立以来、生徒一人ひとりと真摯に向き合う「1/1の教育」を実践し、社会で活躍できる人材の育成に力を注ぎ、全国各地から将来の夢の実現を目指す、熱い気持ちを持った生徒たちが集まる学校として成長を続けております。

「創立20周年記念式典」にはそんな各界で活躍する卒業生からのお祝いメッセージも華を添え、会場は終始温かい雰囲気になりました。



「建学の想い」（学校の使命）

常に「素直な心」
Be Honest and Positive!

毎日の生活の中で、たくさんの人に出会い、いろいろなことが起こります。それらを自己成長のチャンスと素直な心で積極的に受け止めるのと、消極的に受け止めるのでは、その後の結果は全く異なるものです。その連続的循環が生徒の「生涯」になり、その差は計り知れないという認識で、教育に取り組みます。

「夢」を意識し、「夢」を持つ
Keep Your Dreams Alive!

高度に発達した複雑な社会で、「夢」を実現することはもとより、「夢」を見つけることは、それだけでも難しいことです。けれども、「夢」がなければ、成り行き任せの日々の繰り返しです。生徒一人ひとりが「夢」を意識し、「夢」を持ち、その実現に向けて、本校が「出帆」の場となる教育を推進します。

達成実感・貢献実感
Try Your Best and Work for Others!

一つひとつのことに懸命に取り組むことによって得られる達成実感は生徒を育てます。さらにその取り組んだことが、他者に貢献できることであれば、社会性を学び、自分の存在を見つめ直す機会となり、生徒は変わります。このような認識から「達成実感・貢献実感」教育を実践します。

第一学院高等学校養父校 （2008年4月1日開校）



株式会社ウィザスは創業50年



1976年に学研塾（現、第一ゼミナール）松原教室を開校しスタートいたしました当社は、2025年4月より第50期目、創業50年を迎えます。

学校の補完や受験指導の学習塾ではなく、長期的に社員がやりがいを持てる、「独自の民間教育機関の構築」であり、「前半50年を基盤づくり、後半50年を本格的に完成形を目指す」とし、取り組んでまいりました。

1998年には、株式会社学育社と合併し、商号を「株式会社学育舎」に変更。合併により、株式会社学育社の第一高等学院（現、第一学院）各校を引き継ぎ、2003年には現在の社名である「株式会社ウィザス」に商号を変更。2005年には、第49期に創立20周年を迎えた広域通信単位制高校「ウィザス高等学校」（現、第一学院高等学校）を茨城県高萩市に開校。高校・大学事業と学習塾事業の2つの事業を主軸に当社の成長を支えてまいりました。

今後も、グループとして「社会で活躍できる人づくり」を追究し、独自のユニバーサル共育の構築と推進によって、多くの人の成長と幸せに寄与し、「人創り」事業会社として社会へ貢献してまいります。

中期経営計画を公表しております。

当社グループは2025年5月13日に中期経営計画（第50期～第52期）を公表しております。

当社グループは中期経営計画の実行を通じて

- ①環境変化・価値観の多様化の中で「顧客への貢献」のために、学びのプラットフォームを構築し、顧客の人生軸に寄り添い、「顧客ロイヤルティの向上」を実現します。
- ②ウィザスグループ経営を推進し、人と組織の「自己変革と自己成長」の促進を通じ、社員・スタッフの物心両面の幸せの追究と同時に、「人創り」事業を深化させます。



株主メモ

- **事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- **定時株主総会** 毎年6月開催
- **基準日**
 - 定時株主総会 毎年3月31日
 - 期末配当金 毎年3月31日
 - 中間配当金 毎年9月30日
 - そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して
定めた日
- **株主名簿管理人** 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所** 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
- 照会先** ☎ 0120-094-777（通話料無料）
受付時間 9:00～17:00（土日祝日等を除く）
(株式に関するお手続き <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>)
- **単元株式数** 100株
- **公告方法** 電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない
事由によって電子公告による公告をすることができ
ない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
(公告掲載アドレス <https://www.with-us.co.jp/>)
- **上場証券取引所** 東京証券取引所 スタンダード市場

- **未受領の配当金について**
三菱UFJ信託銀行の本支店窓口にてお支払いいたします。
- **株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について**
株主様が口座を開設されている証券会社の窓口にお問い合わせく
ださい。
- **特別口座について**
証券会社に口座開設をされておられない株主様の株式に関するお
手続きは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行にて
お取扱いいたしますので、下記へお問い合わせください。
(特別口座の口座管理機関)
三井住友信託銀行株式会社
(郵便物送付先)
東京都杉並区和泉二丁目8番4号（〒168-0063）
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)
☎ 0120-782-031
受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）

ウィザスの情報は
ホームページでもご覧になれます。



URL <https://www.with-us.co.jp/>

株主総会会場ご案内略図

会 場

ホテル日航大阪7階「フォンタナ」

大阪市中央区西心斎橋一丁目3番3号 TEL.06-6244-1111



交 通

地下鉄御堂筋線・長堀鶴見緑地線心斎橋駅下車 8 番出口



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。